



第 3 次 安 城 市

食料・農業・交流基本計画

令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度）



安 城 市

目 次

第1章 計画の基本事項 1

- 1 計画の役割 1
- 2 計画の位置づけ 2
- 3 計画の期間 3

第2章 安城農業の現状と課題 4

- 1 農業を取り巻く社会情勢 4
- 2 安城農業の現状 6
 - (1) 農家・農業従事者の現状 6
 - (2) 生産基盤の状況 9
 - (3) 農業経営体の現状 10
 - (4) 都市農業の現状 13
- 3 市民・農業者の意識 15
 - (1) 市民の意識 15
 - (2) 農業者の意識 18
- 4 安城農業の課題整理 20

第3章 計画の基本的な考え方 22

- 1 計画の目指す姿 22
- 2 計画の基本方針 23
- 3 計画の体系 24

第4章 食料に関する施策 26

- 1 食料の安全性の確保など 26
- 2 地産地消の推進 27
- 3 食育の推進 28
- 4 SDGs との関わり 29

第5章 農業に関する施策 30

- 1 担い手の育成及び確保 30
- 2 農地の確保など 32
- 3 生産の振興 33
- 4 環境保全型農業の推進 37
- 5 農業経営の安定 38
- 6 農村の総合的な振興 39

7	農業団体などへの支援	40
8	SDGs との関わり	41

第6章 交流に関する施策.....42

1	交流の推進	42
2	広域的な交流	43
3	交流推進施設	44
	(1) アグリライフ支援センター	44
	(2) 安城産業文化公園デンパーク	45
	(3) 農業と観光をつなぐ交流拠点	46
4	SDGs との関わり	47

第7章 計画の達成に向けて.....48

1	計画の推進体制	48
2	計画の進行管理	48
3	総合指標と個別指標の一覧	49

コラム

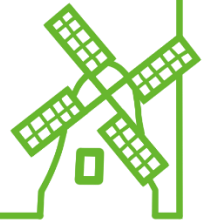
1	SDGs（持続可能な開発目標）	21
2	食育メイトの活動～食生活を通じた健康づくり～	27
3	食品ロス削減のために	29
4	安城で生産されるブランド農産物	31
5	農業の多面的機能を活用した災害対策「水田貯留」	38
6	農業の持続的な発展と食料安全保障	40
7	ふれあい田んぼアート	43
8	安城オリジナルのメニュー・商品開発による農産物の魅力発信	47

資 料.....51

1	関連計画の動向	52
2	計画の策定体制	55
3	計画の策定経過	56
4	安城市農業基本条例	58
5	安城市農業振興協議会規則	64
6	用語の解説	65

第1章

計画の基本事項



1 計画の役割

- この計画は、安城市農業基本条例第 11 条に基づき、農業が支える安全で安心な暮らしづくりを総合的かつ計画的に推進するために定めるものです。
- 今回の「第3次安城市食料・農業・交流基本計画」では、これまで個別に定めていた「安城市食育推進計画」と「安城市都市農業振興ビジョン」を統合し、これまで以上に広く農業行政における指針を示すものとします。

【安城市農業基本条例】

条例では、農業が支える安全で安心な暮らしづくりの実現のために3つの基本理念を掲げており、基本理念の実現を図るために基本的な施策を定めることとしています。

＜食料の供給の在り方に関する基本理念＞

食料は、人の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎となるものであることを踏まえ、地域内での自給を基本とし、全国的な食料自給率※の向上及び災害等の不測の事態への対応にも貢献することを目標として、将来にわたって安全な食料が安定的に供給されなければならない。

＜農業の発展の在り方に関する基本理念＞

農業は、農地、農業用水その他の農業資源及び担い手が確保されるとともに、地球環境保全への配慮がされ、農業の自然循環機能※が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

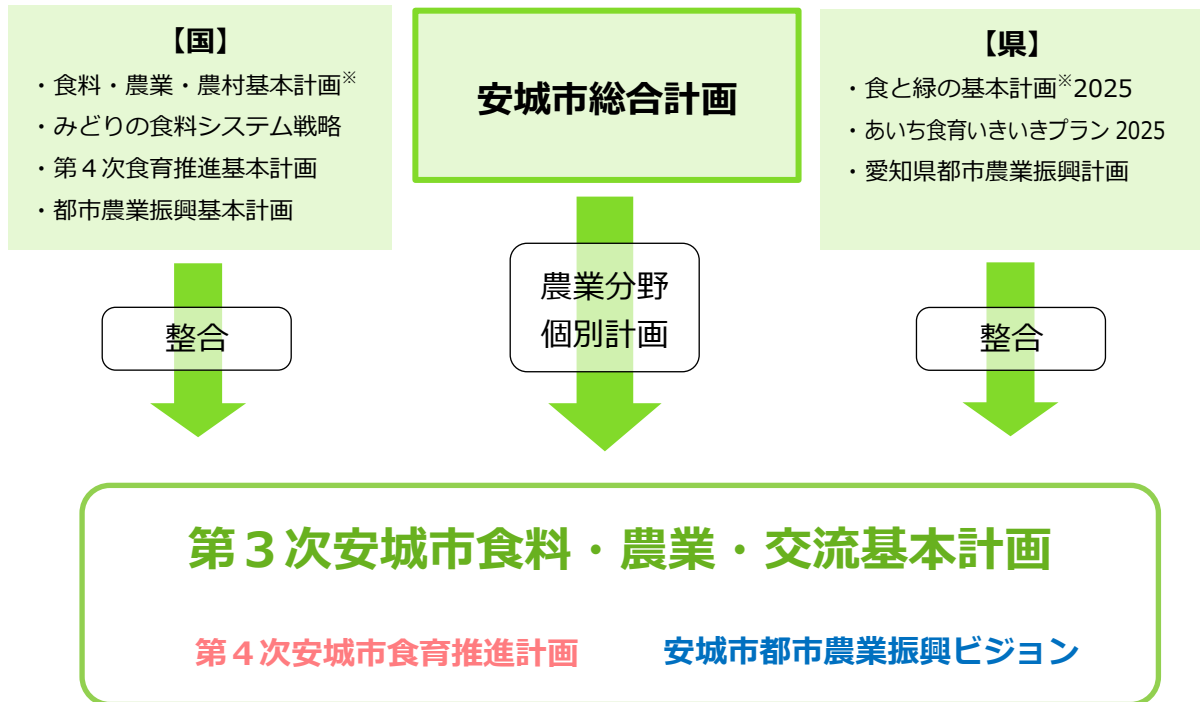
＜地域住民と農業者との交流等の在り方に関する基本理念＞

地域住民と農業者との交流その他の市民及び組織間の交流は、農業が支える安全で安心な暮らしづくりを推進するための相互理解及び連携を深める上で欠くことのできないものであることを認識して、積極的かつ継続的に行われなければならない。



2 計画の位置づけ

- この計画の位置づけは、以下に示すとおりです。上位計画である「安城市総合計画」及び国、愛知県の計画と整合を図ります。



3 計画の期間

- この計画の期間は、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間とします。

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
安城市	第8次安城市総合計画 (H28～R5)		第9次安城市総合計画 (R6～R13)			
	第2次安城市食料・ 農業・交流基本計画 (H29～R4※)	第3次安城市食料・農業・交流基本計画 (R5～R9)				
	第3次安城市 食育推進計画 (H30～R4)					
	安城市都市農業 振興ビジョン (H31～R4)					
	国	食料・農業・農村基本計画※ (R2～R6)				
みどりの食料システム戦略 (R3～) ※2050年までの実現目標を設定						
第4次食育推進基本計画 (R3～R7)						
都市農業振興基本計画 (H28～) ※期限の定め無し						
愛知県	食と緑の基本計画※2025 (R3～R7)					
	あいち食育いきいきプラン 2025 (R3～R7)					
	愛知県都市農業振興計画 (H29～) ※概ね10年					

※第2次安城市食料・農業・交流基本計画は、第3次安城市食育推進計画との統合に伴い、計画期間の終期を令和3年度から令和4年度へ1年延長しています。

第2章



安城農業の 現状と課題



1 農業を取り巻く社会情勢

(1) 農業従事者の減少及び高齢化

- 我が国の農業を支える基幹的農業従事者の数は、平成 22 年約 205 万人、平成 27 年約 175 万人、令和 2 年約 136 万人※と、10 年間で約 34%の減少という著しい減少傾向にあります。また、その高齢化率も平成 22 年約 61%、平成 27 年約 65%、令和 2 年約 70%※と年々上昇しており、労働力の確保に大きな影響が懸念されています。こうしたなか、近年は「新規雇用就農者」や「新規参入者」にわずかな増加傾向がみられますが、これは国の担い手確保策の成果が表れているものと考えられます。また、法人などで従業員として農業に従事する人（新規雇用就農者）の増加は、就農における選択肢が拡大された結果とも考えられます。農業経営体が減少している反面、農業法人は増加傾向にあることから、営農や就農の形が変わってきていることがわかります。

※ 農林業センサスより。ただし、平成 22 年・27 年は販売農家のみの数値、令和 2 年は個人経営体のみの数値。

(2) 不測の事態に備えた食料安全保障※

- 我が国の食料自給率※は、カロリーベース※ 1、生産額ベース※ 2 とともに低下傾向にあります。食料は、人間の生命の維持と生活に必要不可欠なものであり、安定的な供給を確保する必要がありますが、海外への依存には様々な輸入リスクを伴います。世界的な人口増加による食料不足、気候変動による輸出国の生産減少、国際価格の高騰、政情不安による禁輸措置など、世界の食料事情は不安定な要素が多く、将来に渡り確実に輸入し続けられる保証はありません。不測の事態に備え、国内の農業生産の維持・増大を図り、日頃から食料自給率※を高める取組が必要とされています。

※ 1 カロリーベース：生命と健康の維持に不可欠なエネルギーで表した自給率

※ 2 生産額ベース：経済的価値に着目し金額に換算して表した自給率

（３）新たな日常への対応や価値観の多様化

- 食生活の欧米化や外食・中食の増加など、ライフスタイルや食に関する価値観は近年多様化してきました。こうしたなか、伝統的な食文化の衰退や農業への理解は低下し、食と農の関わりは希薄になっています。また、新型コロナウイルス感染症の流行は、命を脅かすだけでなく、移動や交流の制限など生活様式にも大きな影響を与えています。新たな日常への対応は、人との交流や食のあり方を見つめ直す契機にもなっており、国民の心身の健康や豊かな人間性の形成、食と農のつながりを深めるために、食育[※]や地産地消[※]の推進は重要度を増しています。

（４）農業の生産力強化・成長産業化

- 人口減少による国内市場の縮小、生産資材価格の高騰、輸入農産物の増加による価格競争の激化などが、農業経営に大きな影響を与えています。担い手の不足や高齢化により労働力も低下するなか、農業の生産力を強化し、かつ成長産業とするため、国は担い手への農地の集積・集約化、高収益作物[※]の導入、６次産業化[※]の推進など、強い農業づくりを進めています。また、近年は農業の分野においても、デジタル技術を活用したスマート農業の活用が進められ、生産性向上に効果を発揮するものと期待されています。

（５）農業生産基盤の継承

- 令和４年５月に発生した明治用水頭首工での大規模漏水は、安城市をはじめとするこの地域の農業に大きな影響を与え、明治用水をはじめとする農業生産基盤の大切さを再認識するところとなりました。先人たちの努力によりもたらされた農業水利や農地は、農業生産における基礎的な資源となります。生産性向上のため、ほ場[※]区画の大型化や老朽化する農業用水路の維持管理などに適切に対応し、良好な農業生産基盤を次世代へつないでいく必要があります。

（６）持続可能な発展のための取組

- 自然や生態系の力を巧みに引き出して行われる農業において、自らの活動に起因する環境負荷の軽減を図り、豊かな地球環境を維持することは、持続的な発展のために不可欠となります。世界的に SDGs やカーボンニュートラル[※]への取組が加速するなか、農業や食品の製造・消費においても、農薬や化学肥料の低減、食品ロスの削減などにより環境負荷の軽減を図り、自然と調和した活動を行うことが求められています。

2 安城農業の現状

(1) 農家・農業従事者の現状

① 農家数

- 令和2年の安城市の農家数は1,660戸で、このうち販売農家は799戸、自給的農家は861戸となっています。農家数は減少しており、平成22年からの10年間で678戸減少しています。

(各年2月1日現在 単位：戸、%)

年次	農家数					
	総数	販売農家				自給的 農家
		総数	専業	兼業		
				第 1 種	第 2 種	
平成 22 年	2,338	1,436 (100.0)	232 (16.2)	233 (16.2)	971 (67.6)	902
平成 27 年	2,028	1,123 (100.0)	325 (28.9)	139 (12.4)	659 (58.7)	905
令和 2 年	1,660	799	－	－	－	861

出典：農林業センサス ※2020年農林業センサスの調査体系変更により、横線は調査未実施

用語の定義

農家：経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯または農産物販売金額が年間15万円以上ある世帯

販売農家：経営耕地面積30a以上または農産物販売金額が年間50万円以上の農家

自給的農家：経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家

②経営体数

- 令和2年の農業経営体数は822で、うち個人経営体が811となっています。経営体数も減少傾向にあり、平成22年からの10年間で649減少しています。

(単位：経営体)

年次	農業経営体			
	総数	個人経営	団体経営	法人経営
平成22年	1,471	1,456	15	11
平成27年	1,154	1,144	10	10
令和2年	822	811	11	11

出典：農林業センサス

用語の定義

農業経営体：農産物の生産を行うかまたは委託を受けて農作業を行い、(1) 経営耕地面積が30a以上、(2) 農作物の作付面積または栽培面積、家畜の飼養頭羽数または出荷羽数等、一定の外形基準以上の規模（露地野菜 15a、施設野菜 350m²、搾乳牛 1頭等）、(3) 農作業の受託を実施、のいずれかに該当するもの

③主副業別経営体数・販売農家数

- 令和2年の個人経営体811のうち、農業を主業としている経営体は200(24.7%)となっています。

(単位：経営体、%)

年次	計	主業		準主業		副業的
		65 歳未満の農業 専従者がいる		65 歳未満の農業 専従者がいる		
平成 22 年	1,436 (100.0)	274 (19.1)	245 (17.1)	308 (21.4)	164 (11.4)	854 (59.5)
平成 27 年	1,123 (100.0)	253 (22.5)	228 (20.3)	152 (13.5)	85 (7.6)	718 (63.9)
令和 2 年	811 (100.0)	200 (24.7)	191 (23.6)	100 (12.3)	56 (6.9)	511 (63.0)

出典：農林業センサス ※平成22年・27年は販売農家数、令和2年は個人経営体数

用語の定義

主業：世帯所得の50%以上が農業所得で、1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる

準主業：世帯所得の50%未満が農業所得で、1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる

副業的：1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない

④農業従事者数等

- 令和2年の個人経営体の農業従事者数は2,032人、基幹的農業従事者数は1,278人となっています。農業従事者数、農業就業人口、基幹的農業従事者数はいずれも減少傾向にあり、いずれの平均年齢も増加傾向にあります。令和2年の基幹的農業従事者の平均年齢は67.5歳となっています。

(各年2月1日現在 単位：人、歳)

区分	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
農業従事者数	5,351	4,138	3,063	2,032
平均年齢	57.6	58.9	61.1	63.7
農業就業人口	3,397	2,492	2,086	—
平均年齢	63.1	65.2	66.3	—
基幹的農業従事者数	2,302	2,047	1,876	1,278
平均年齢	64.0	66.0	67.3	67.5

出典：農林業センサス ※平成27年までは販売農家のみの数値、令和2年は個人経営体のみの数値、横線は調査未実施

用語の定義

農業従事者：15歳以上の世帯員で、調査期日前1年間に自営農業に従事した者

農業就業人口：農業従事者のうち、自営農業のみに従事した者または自営農業以外の仕事に従事していても年間労働日数で自営農業が多い者

基幹的農業従事者：農業就業人口のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者

(2) 生産基盤の状況

①農地面積

- 令和3年の農地面積は3,639haとなっており、市街化区域※、市街化調整区域※ともに減少しています。

(各年1月1日現在 単位: ha)

区分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
市街化区域※	35	29	26	25	22
市街化調整区域※	3,696	3,657	3,642	3,630	3,617
合計	3,731	3,686	3,668	3,655	3,639

資料提供: 資産税課

②経営耕地面積

- 令和2年の経営耕地面積は3,101haで、このうち田が9割以上の2,864haを占めています。

(各年2月1日現在 単位: ha、%)

年次	総数 (ha)	田	畑	樹園地
平成22年	3,372 (100.0)	3,045 (90.3)	213 (6.3)	114 (3.4)
平成27年	3,093 (100.0)	2,830 (91.5)	176 (5.7)	87 (2.8)
令和2年	3,101 (100.0)	2,864 (92.4)	154 (5.0)	83 (2.7)

出典: 農林業センサス

用語の定義

経営耕地: 農業経営体が経営している耕地(けい畔を含む田、樹園地及び畑)のことで、自ら所有し耕作している耕地(自作地)と、他から借りて耕作している耕地(借入耕地)の合計

③農用地区域※面積

- 令和3年の農用地区域※面積は3,585haとなっています。農地面積、経営耕地面積と同様に減少しています。

(各年2月1日現在 単位: ha)

区分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
農用地区域※面積	3,649	3,628	3,617	3,612	3,585

資料提供: 資産税課

(3) 農業経営体の現状

①組織形態別〈農業経営体数〉

- 令和2年の農業経営体822を組織形態別でみると、法人化率は1.3%となっています。

(令和2年2月1日現在 単位:経営体、%)

区分	総数	法人化している経営体	法人化していない経営体
農業経営体数	822 (100.0)	11 (1.3)	811 (98.7)

出典：農林業センサス

②経営耕地面積規模別〈農業経営体数〉

- 経営耕地面積別でみると、「1.0ha未満」が63.7%で最も多くなっています。

(令和2年2月1日現在 単位:経営体、%)

区分	総数	経営耕地なし	1.0ha未満	1.0～3.0ha	3.0～20ha	20～100ha	100ha以上
農業経営体数	822 (100.0)	9 (1.1)	524 (63.7)	215 (26.2)	27 (3.3)	46 (5.6)	1 (0.1)

出典：農林業センサス

③農産物販売金額規模別〈農業経営体数〉

- 農産物の販売金額別でみると、「50～500万円」が41.4%で最も多く、次いで「50万円未満」が25.3%となっており、これらと「販売なし」を合わせた「500万円未満」の経営体が74.1%を占めています。

(令和2年2月1日現在 単位:経営体、%)

区分	総数	販売なし	50万円未満	50～500万円	500～1,000万円
農業経営体数	822 (100.0)	61 (7.4)	208 (25.3)	340 (41.4)	62 (7.5)

1,000～3,000万円	3,000～5,000万円	5,000万円～1億円	1億円以上
100 (12.2)	30 (3.6)	15 (1.8)	6 (0.7)

出典：農林業センサス

④経営形態別〈農業経営体数〉

- 経営形態別でみると、販売している農業経営体 761 のうち、単一経営は 614、準単一複合経営は 99、複合経営は 48 となっています。部門別では、単一経営では「稲作」、「果樹類」、「露地野菜」、「施設野菜」が多く、準単一複合経営では「露地野菜が主位のもの」、「果樹類が主位のもの」、「稲作が主位で 2 位が麦類作」、「稲作が主位で 2 位が果樹類」が多くなっています。

(令和 2 年 2 月 1 日現在 単位:経営体、%)

区分	単一経営 総数	稲作	麦類作	雑穀・ いも類 ・豆類	工芸 農作物	露地 野菜	施設 野菜
単一 経営	614 (100.0)	279 (45.4)	2 (0.3)	3 (0.5)	8 (1.3)	80 (13.0)	65 (10.6)

果樹類	花き・ 花木	その他 の作物	酪農	肉用牛	養豚	養鶏
134 (21.8)	34 (5.5)	1 (0.2)	3 (0.5)	3 (0.5)	1 (0.2)	1 (0.2)

区分	準単一複合経営							
	準単一 複合経営 総数	稲作が主位部門で 2 位が						麦類作 が主位 のもの
		小計	麦類作	雑穀・ いも類 ・豆類	露地 野菜	果樹類	その他 の作物	
準単一 複合経営 及び複合 経営	99 (100.0)	38 (38.4)	15 (15.2)	4 (4.0)	6 (6.1)	12 (12.1)	1 (1.0)	5 (5.1)

準単一複合経営							複合 経営 総数
工芸 農作物 が主位 のもの	露地 野菜が 主位の もの	施設 野菜が 主位の もの	果樹類 が主位 のもの	花き・ 花木が 主位の もの	その他 作物が 主位の もの	肉用牛 が主位 のもの	
1 (1.0)	22 (22.2)	9 (9.1)	18 (18.2)	2 (2.0)	3 (3.0)	1 (1.0)	
							48

出典：農林業センサス

用語の定義

単一経営：主位部門の販売金額が 8 割以上の経営

準単一複合経営：主位部門の販売金額が 6 割以上 8 割未満の経営

複合経営：主位部門の販売金額が 6 割未満の経営

⑤経営形態別〈認定農業者※数〉

- 令和４年の認定農業者※数は、140（個人 130 人、法人 10）となっています。営農類型別では、「稲作」（23.6%）が最も多く、次いで「施設野菜」、「稲作＋施設野菜」、「その他複合経営」となっています。

（令和４年４月１日現在 単位：人、％）

営農類型		認定農業者※数	構成比
単一経営	稲作	33 <4>	23.6
	露地野菜	5	3.6
	施設野菜	23	16.4
	果樹類	5	3.6
	施設花き・花木	10	7.1
	酪農	2	1.4
	肉用牛	2 <2>	1.4
	養豚	1 <1>	0.7
	養蜂	1	0.7
	工芸農作物	1	0.7
	小 計	83 <7>	59.3
複合経営	稲作＋露地野菜	7	5.0
	稲作＋施設野菜	16	11.4
	稲作＋果樹類	8	5.7
	稲作＋施設花き・花木	1	0.7
	稲作＋肉用牛	0	0.0
	稲作＋養鶏	1	0.7
	稲作＋その他作物	2 <1>	1.4
	露地野菜＋その他	2	1.4
	施設野菜＋その他	3	2.1
	施設花き・花木＋その他	1	0.7
	その他複合経営	16 <2>	11.4
	小 計	57 <3>	40.7
合 計		140 <10>	100.0

資料提供：農務課

※ <> は法人数。四捨五入の関係で構成比の積上げと小計及び合計は一致しない。

⑥年代別〈認定農業者※数〉

- 令和4年の認定農業者※（法人を除く。）を年代別でみると、「50歳代」（33.6%）が最も多くなっています。

（令和4年4月1日現在 単位：人、%）

区分	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	計
認定農業者※数	0 (0.0)	9 (6.9)	29 (22.1)	44 (33.6)	31 (23.7)	16 (12.2)	2 (1.5)	131 (100.0)

資料提供：農務課 ※ただし、法人を除き、共同申請者は代表者計上

（4）都市農業の現状

①市街化区域※内農地面積

- 市街化区域※内の農地は都市化とともに減少しており、令和3年時点（22ha）では18年前（平成15年、124ha）の5分の1未満となっています。生産緑地は、累計35haが指定されましたが、行為制限の解除等が進み、令和3年時点の指定面積は14.2haとなっています。

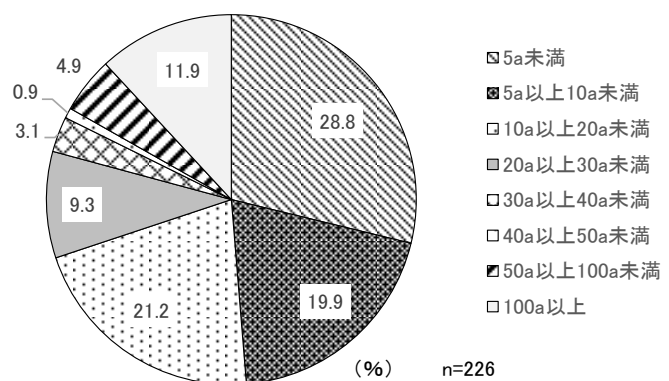
（各年3月31日現在 単位：ha）

区分	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年	令和3年
市街化区域※内農地面積	124	75	50	29	22
うち生産緑地	29.8	22.5	18.3	15.8	14.2

資料提供：資産税課、都市計画課

②所有している農地の面積

- 都市農業者が都市農業の対象区域において所有している農地面積は、5a未満が最も多く、10a未満が約半数となっており、小規模農地が多い状況です。

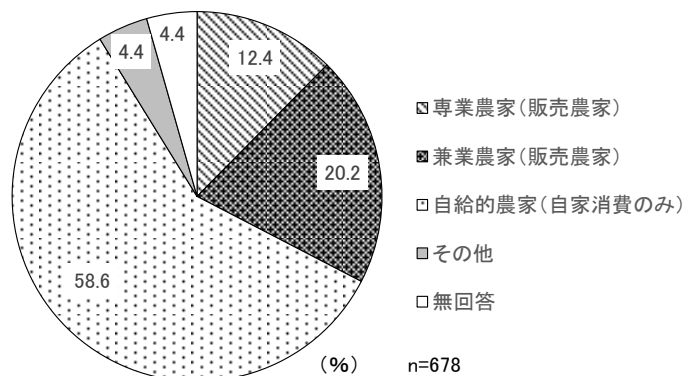


資料：安城都市農業に関するアンケート（平成30年）

※市街化区域※内農地の面積

③農家形態

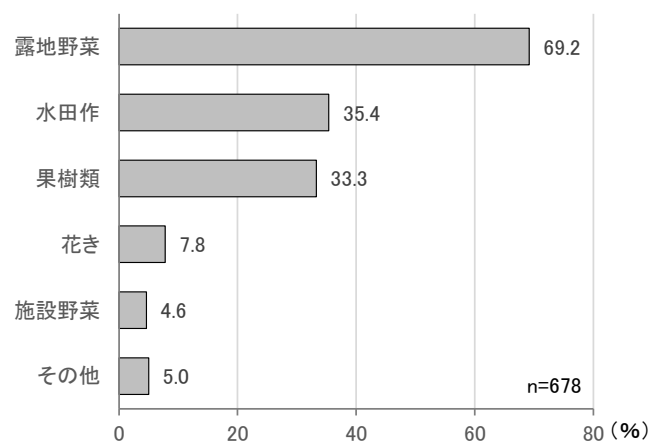
- 都市農業の対象区域内の耕作者のうち、販売農家は3割強、自給的農家は6割弱となっています。



資料：安城都市農業に関するアンケート（平成 30 年）

④栽培作物

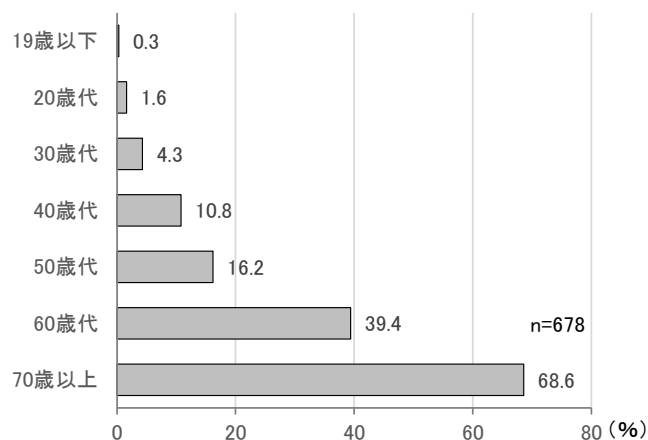
- 栽培作物は、露地野菜が最も多く栽培されており、他に水田作、果樹類等、多様な作物が栽培されています。



資料：安城都市農業に関するアンケート（平成 30 年）

⑤農業従事者の年齢

- 都市農業の農業従事者の年齢は 70 歳以上が最も多く、次いで 60 歳代が多くなっており、高齢者が中心となって従事しています。



資料：安城都市農業に関するアンケート（平成 30 年）

※各世帯における年代別の農業従事者の有無について回答しているため、回答率の合計が 100%を超えています。

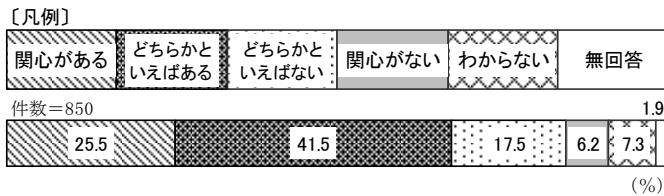


3 市民・農業者の意識

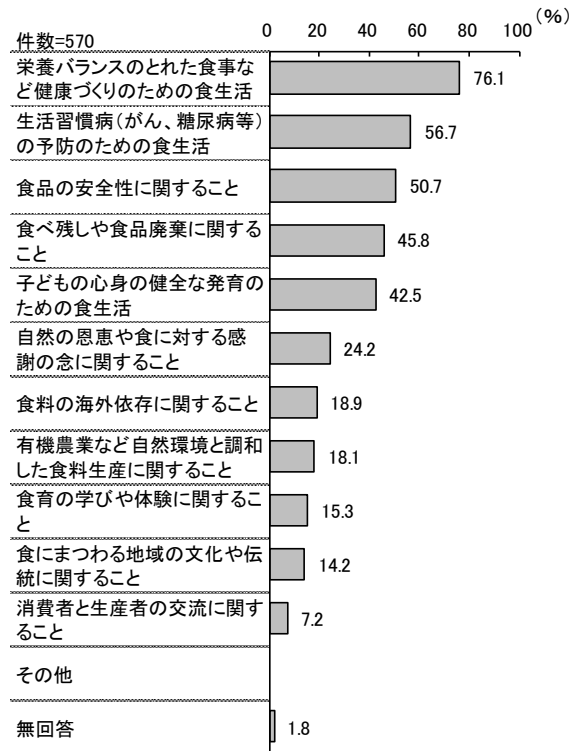
(1) 市民の意識 (令和4年2月「安城市の農業等に関するアンケート調査」より)

<食育※について>

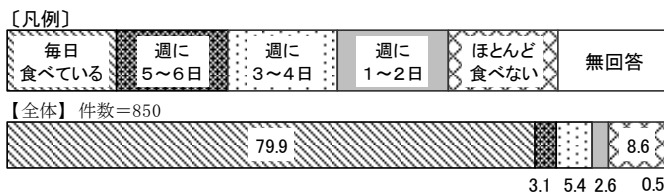
食育※に関心があるか



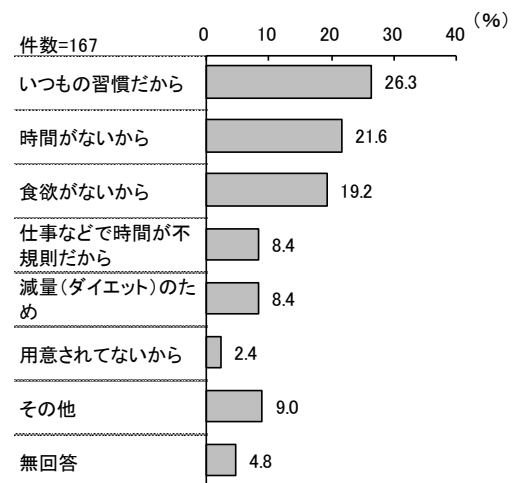
食育※について関心のあること



ふだん朝食を食べているか

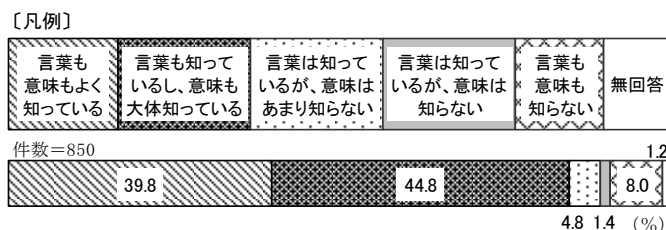


朝食を食べない理由

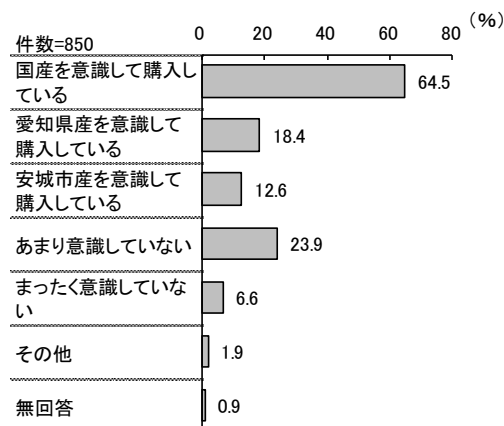


<地産地消※について>

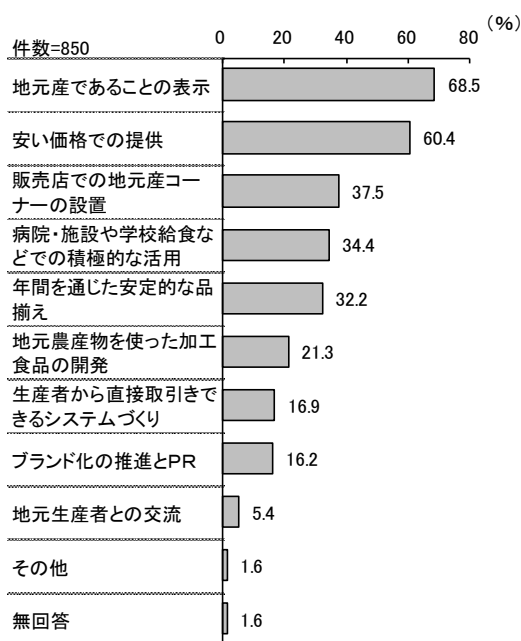
地産地消※という言葉や意味を知っているか



農林水産物の産地を意識して購入しているか

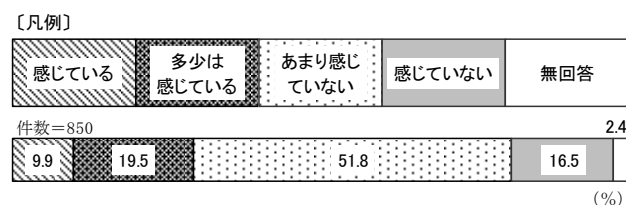


地産地消※の推進に必要なこと

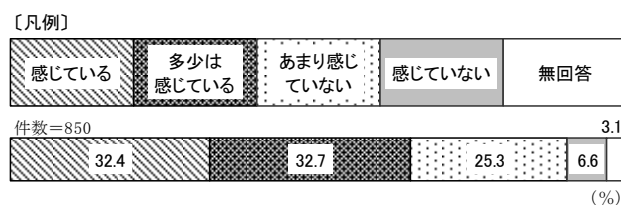


<食の安全性について>

国産の食品に不安を感じているか

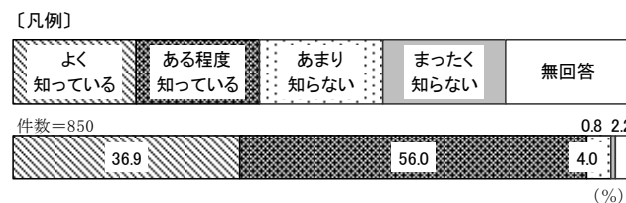


輸入した食品に不安を感じているか

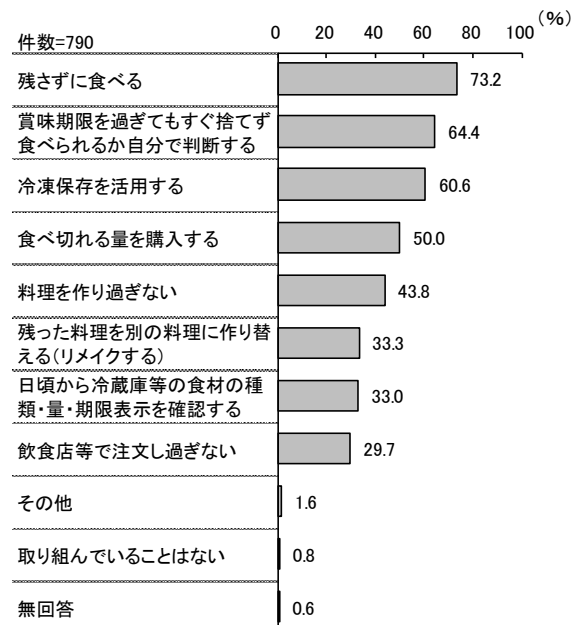


<食品ロスについて>

食品ロスが問題であることを知っているか

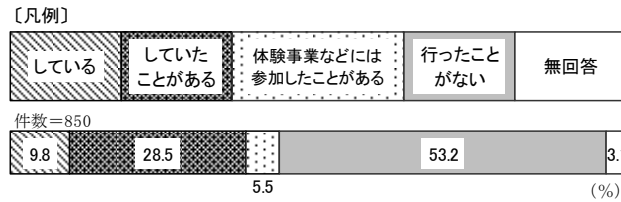


食品ロスを減らすために取り組んでいること

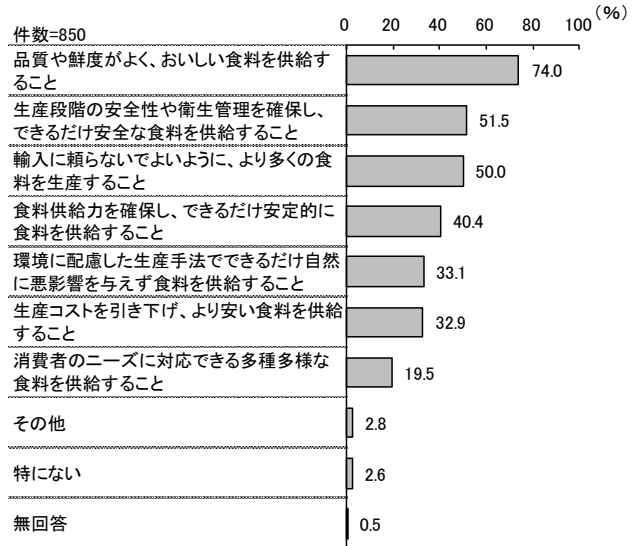


<農業について>

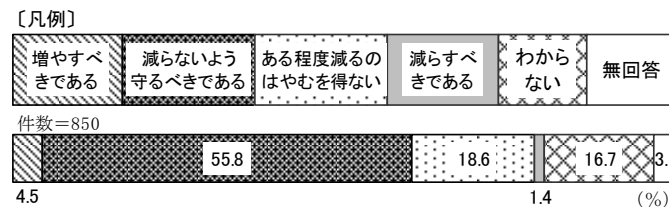
農作業や農業体験などを行ったことがあるか



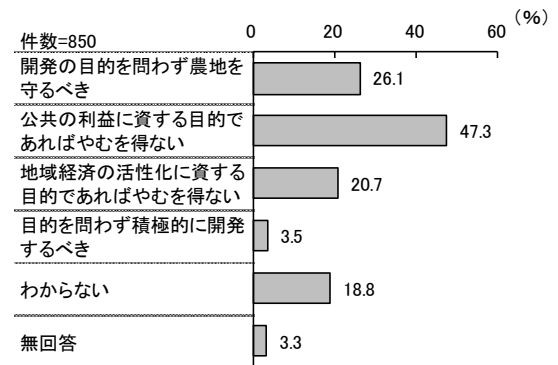
農業に期待していること



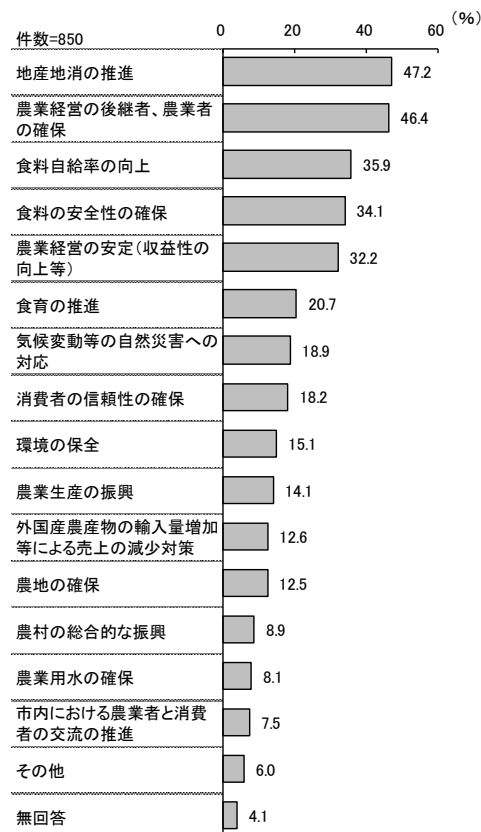
市内の農地についてどう考えるか



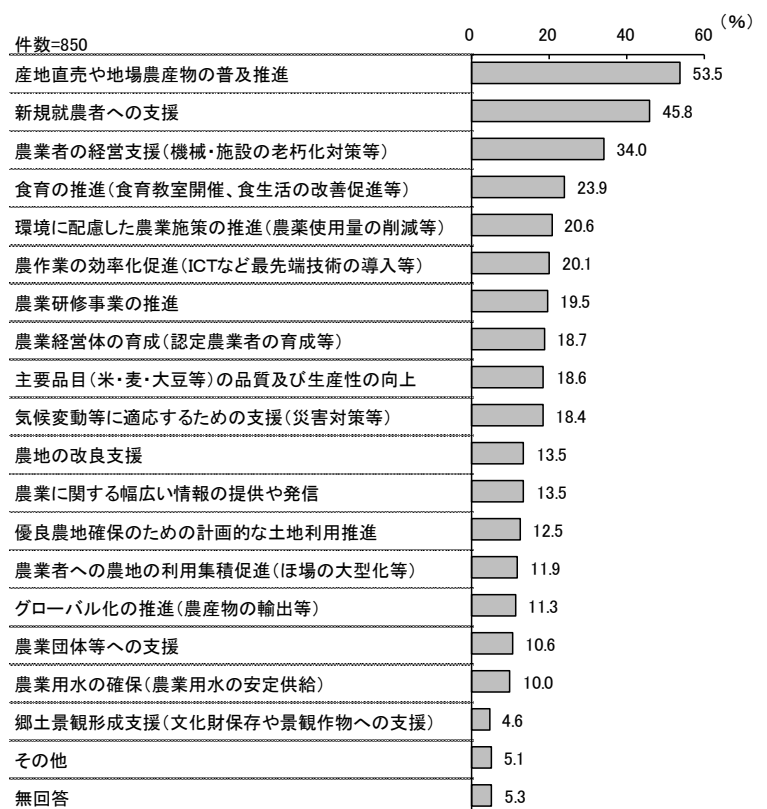
市内の農地の減少傾向をどう考えるか



市の農業の課題は何か



市の農業の課題の対策に必要な施策は何か

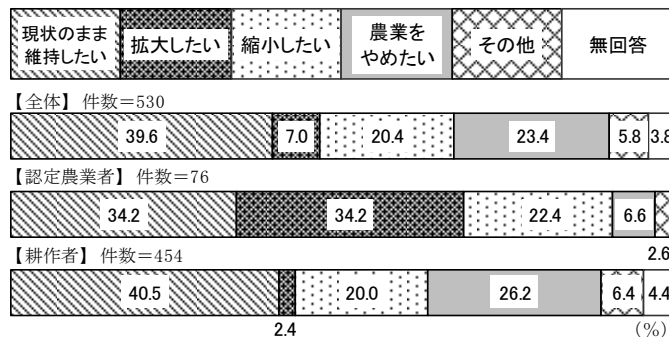


(2) 農業者の意識 (令和4年2月「安城市の農業等に関するアンケート調査」より)

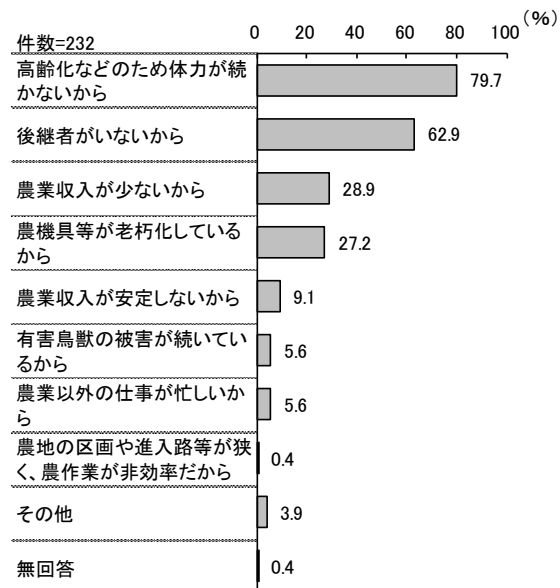
＜農業経営について＞

10年後の農業経営についてどのように考えるか

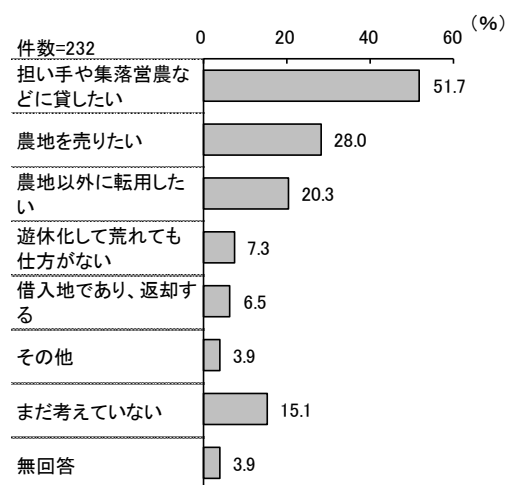
〔凡例〕



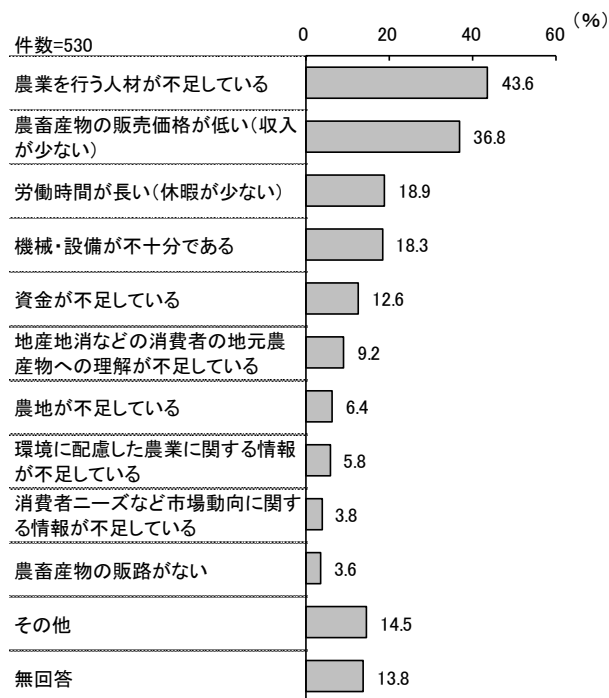
農業を「縮小」または「やめたい」理由



耕作しなくなる農地をどうしたいか

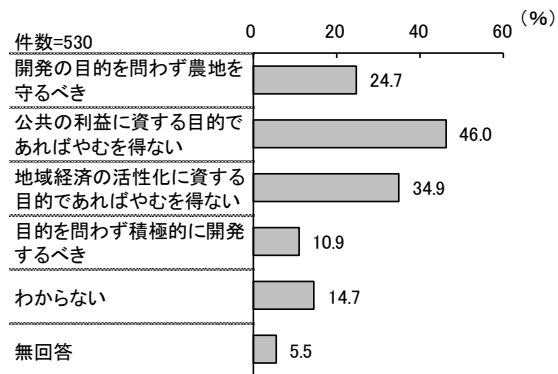


農業経営で感じている問題は何か

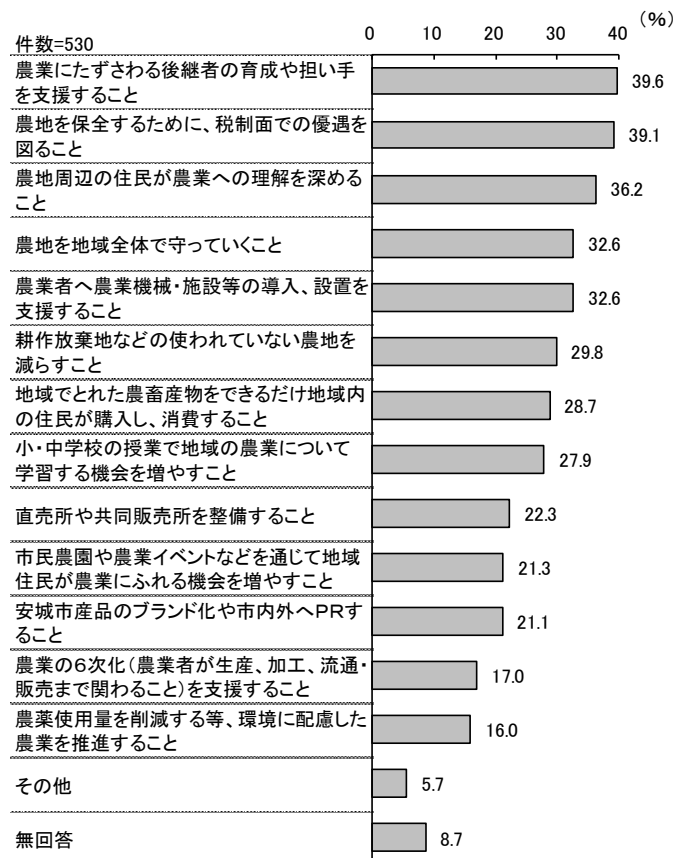


<農業振興について>

市内の農地の減少傾向をどう考えるか



農業を続けるために必要な支援策は何か





4 安城農業の課題整理

- 社会情勢や安城農業の現状、市民・農業者の意識を踏まえ、食料・農業・交流の項目ごとに課題を整理しました。

項目	現状の整理	課題
食料	<社会情勢> ○食料の海外依存が高まる中での食料安全保障※の確保 ○ライフスタイルや食に関する価値観の多様化 ○食と農の関わりの希薄化 ○環境問題への世界的な取組 ○新たな日常への対応 <市民の意識> ○食育※への高い関心 ○健康づくり・疾病予防のための食生活を重視 ○国産食料の安全性への高い信頼 ○地元農産物購入への意識が低い ○おいしく安全な食料供給への高い期待 ○食品ロスへの高い関心	●安全・安心な地元農産物の継続的な提供 ●地元農産物への理解促進 ●価値観の多様化や生活様式の変化への対応 ●食を通じた健全な生活の実現 ●環境に配慮した消費の推進
農業	<社会情勢> ○農業従事者の減少と高齢化 ○雇用就農者や企業参入など就農における選択肢の拡大 ○農地の集積・集約やスマート農業の活用 ○農業生産基盤の老朽化 ○環境問題への世界的な取組 <安城農業の現状> ○農家数・農業経営体の減少と農業従事者の高齢化 ○農地面積の減少 ○担い手への農地の集積・集約が進む ○小規模な経営体の多さと多様な経営形態 ○農業経営体の法人化率が低い <市民・農業者の意識> ○農業経営の縮小・離農意向が高い ○人材不足と農畜産物の販売価格の低さ、労働時間の長さを農業経営の課題と感じている ○農地保全への高い意向	●後継者や新規就農者などの確保・育成 ●意欲ある農業者の生産力強化 ●農業生産基盤の整備と適切な維持管理 ●多様な人材や経営形態による農業経営への支援 ●環境と調和した持続可能な農業の推進
交流	<社会情勢> ○農業や農村への関心や理解の低下 ○新型コロナウイルス感染症による移動や交流の制限 <市民・農業者の意識> ○市民の約半数が農作業・農業体験などを未経験 ○農地周辺住民の農業への理解促進	●農業とのふれあいの機会の提供 ●農業への理解促進や安城農業の魅力発信 ●農業者と市民、市民同士などの交流促進

コラム — SDGs（持続可能な開発目標）

SDGs は、「Sustainable Development Goals」の略で、2015 年（平成 27 年）9 月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられました。2030 年までに持続可能でより良い世界を目指す国際社会共通の目標です。この中では、17 の目標が掲げられ、それぞれの目標に対してより具体的な 169 のターゲットが示されています。

貧困や格差、持続可能な消費や生産、気候変動など国際的な課題は、開発途上国だけでなく先進国も含めすべての国が取り組む必要があります。地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現のため、すべての人が、それぞれの立場から広範囲な課題の解決に向けて行動することが求められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



【本計画と特に関連が深い目標】



- 「2. 飢餓をゼロに」
- 「8. 働きがいも経済成長も」
- 「9. 産業と技術革新の基盤をつくろう」
- 「11. 住み続けられるまちづくりを」
- 「12. つくる責任 つかう責任」
- 「13. 気候変動に具体的な対策を」
- 「17. パートナリシップで目標を達成しよう」

第3章



計画の基本的な考え方



整理した課題を踏まえ、基本的な考え方となる、計画の目指す姿と計画の基本方針を定めます。



1 計画の目指す姿

日本デンマークの継承と 新時代を拓く安城農業の実現

「日本デンマーク」という呼び名は、近年「かつて」を付けて語られることが多くなっています。奇しくも、令和4年5月に明治用水頭首工で発生した大規模漏水は、私たちに明治用水をはじめとする農業生産基盤の大切さを再認識させるとともに、本市の農業について考える契機となりました。

安城が世界的な農業国デンマークに例えられたのは、農業近代化への取組を全国に先駆けて行ったためです。先人たちは、経済不況や農村振興への対応が課題となるなか、経営の多角化や組織的な共同経営により、農産物の価値向上や販路拡大、経営の合理化を行うなど、新しいことに挑戦して時代を切り拓いてきました。また、農業教育の普及による人材育成や農民の健康保持のための組合病院設立など、農業とともに豊かな暮らしを築いてきたことも忘れてはなりません。

そしていま、本市の農業を取り巻く情勢は、担い手の減少や経営環境の悪化などにより、厳しさを増しています。また、社会全体においても健康寿命の延伸や食料の安全性、環境問題への取組などが重要視されるなか、農業が果たす役割は今まで以上に大きくなっています。

こうした様々な課題に、先人たちのような開拓者精神を持って立ち向かい、農業の持続的な発展と幸せな市民生活を実現するため、本計画の目指す姿を、「日本デンマークの継承と新時代を拓く安城農業の実現」とします。



2 計画の基本方針

計画の目指す姿を踏まえ、食料・農業・交流に関する基本方針を設定します。

< 1 食料に関する基本方針 >

「農業の恵みを楽しむ農業を支える市民生活の実現」

- 私たちの命の源である食料について、安全・安心でおいしい地元農産物が提供されるよう、農業者が生産工程を適切に管理する取組などを促進します。また、市民が安全・安心な食料を自ら選択できるよう、食の安全に関する知識の普及や理解の促進に取り組みます。
- 価値観や生活様式が変化するなかでも、市民一人ひとりが健全な生活を送り、豊かな人間性を育むことができるよう、農業が身近にある利点を活かしながら食育[※]と地産地消[※]を推進します。また、市民の積極的な地元農産物の選択や環境に配慮した行動を促進し、農業を支える仕組みを作ります。

< 2 農業に関する基本方針 >

「活力ある農業経営基盤の構築と持続可能な農業の推進」

- 認定農業者[※]など意欲ある農業者の生産力向上のため、優良農地[※]の確保や農地の集積・集約、ほ場[※]区画の大型化、老朽化が進む農業用排水路の適切な維持管理などを行い、良好な生産基盤を整備します。また、所得増大や経営安定化、スマート農業の活用による生産性向上のための取組を支援するとともに、青年の新規就農や定年帰農の促進、農業経営法人化の推進により、多様な担い手の育成を図ります。さらには、地域が一体となって農地や労働力の集約、生産技術の向上に取り組むよう農業団体などを支援し、活力ある農業経営基盤の構築を目指します。
- 農地から河川への汚泥流出の抑制や農業における温室効果ガス[※]削減に向けた取組を支援し、環境負荷の軽減を図ります。また、農業が持つ、水源かん養、良好な景観の形成、教育・文化伝承の場などの多面にわたる機能が十分に発揮されるよう取り組むことで、農業の持続的な発展のみならず、魅力ある自然環境、生活環境づくりに寄与します。

< 3 交流に関する基本方針 >

「農業を核とした交流促進と農業資源を活用した安城農業の活性化」

- 安城農業が持つ魅力を発信するとともに、農業とのふれあいの機会を提供し、市民の農業への理解や農業者と市民、市民同士などの相互交流を促進します。
- 地元農産物やデンパークなどの農業資源と観光資源をつなぐことで関係人口の創出・拡大や広域的な交流を促進し、安城農業の活性化を図ります。



3 計画の体系

【目指す姿】

日本デンマークの継承と
新時代を拓く安城農業の実現

【項 目】

食 料

食料の安全性の確保など

地産地消[※]の推進

食育[※]の推進

農 業

担い手の育成及び確保

農地の確保など

生産の振興

環境保全型農業の推進

農業経営の安定

農村の総合的な振興

農業団体などへの支援

交 流

交流の推進

広域的な交流



【単位施策】

【個別施策】

食料の安全性の確保など

GAP 手法[※]などの導入促進、家畜伝染病の予防、農産物の生産情報の発信、食の安全に関する情報の提供

地元農産物の普及促進

産地直売の推進、地元産食材の利用促進、地元農産物のPR、学校給食における地元農産物の利用促進、デンパークにおける地元農産物の使用及び販売

地元農産物を活用した商品開発などの推進

産・官・学が連携した農産物加工品開発の推進、6次産業化[※]の推進

普及・啓発活動の推進

ライフステージなどに応じた活動の推進、食育推進団体などの養成及び支援、若い世代への食育[※]の啓発、安城の特質や三河地域の食文化の普及促進

健全な食生活の実践

食生活の改善支援、食に関する指導

環境に配慮した食生活の推進

食品ロスの削減、食品廃棄物の削減

地域の中核となる担い手の育成

認定農業者[※]の育成、法人化の推進や円滑な経営継承の推進、家族経営協定[※]の推進

新規就農者の育成

就農相談の充実、認定新規就農者[※]の育成、新規就農者の受入及び定着支援

多様な担い手の育成

女性が能力を発揮できる環境づくりの推進、多様な人材や主体の活用促進、畑・樹園地の利用促進及び担い手の育成

農業生産基盤整備の推進

ほ場[※]の大型化、優良農地[※]の保全、農地をたん水[※]から守るための排水機の維持管理、水源かん養林[※]の保全、農業用水路の耐震化及び保全

農地の利用集積の促進

納税猶予農地[※]の利用権設定[※]の促進、農地利用集積の促進、地域計画[※]の推進

産地活性化の推進

農地の高度利用の促進、作物の新品種・技術の普及促進、廃園農家の園地などの継承支援、特産果樹に係る生産の振興

新しい技術やアイデアを活用した生産の振興

スマート農業の推進、農業イノベーションの創出促進

品目別の生産振興

品目別の生産振興

環境と調和した持続可能な農業の推進

農薬・化学肥料の使用量の低減、環境に配慮した水稻直播の推進、せん定枝リサイクルの推進、廃プラスチックの排出抑制

農業経営体の育成及び支援

農業経営体への支援、経営所得安定対策[※]の推進、研修会などの開催、地元農産物のブランド化及び販路拡大

地域の特性を生かした農村環境の整備

農地などが持つ多面的機能[※]を保全する活動への支援、市民農園[※]の開設支援、緑道[※]などの維持管理、市街化調整区域[※]の環境保全・改善、農地を活用した災害対策の推進

農業団体などへの支援

集出荷体制整備の支援、農用地利用改善組合の活動支援、生産部会の支援、土地改良団体などの支援

農業への理解の促進

安城農業の魅力発信、学校給食における地元農産物使用情報の発信、企画展などの実施、学校での農業学習の推進

ふれあいと交流の促進

交流機会の創出、農のある暮らしの普及促進、学校・保育所での農業体験の推進

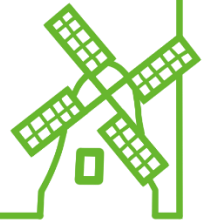
広域的な交流の推進

デンパークを活用した交流の促進、ふれあい田んぼアートの支援、農業と観光をつなぐ交流拠点の創出

第4章



食料に関する 施策



1 食料の安全性の確保など

施策方針

- 生産段階における食料の安全性を確保するため、農業者が生産工程を適切に管理する取組などを促進します。
- 農産物の生産や食の安全に関する情報共有などによるリスクコミュニケーション※を推進し、消費者と生産者の信頼関係構築を図ります。

施策内容

ア 食料の安全性の確保など

個別施策名	施策内容	担当課
①GAP 手法※などの導入促進	あいち中央農業協同組合（以下、ＪＡ）及び愛知県西三河農林水産事務所農業改良普及課（以下、県普及課）と連携を図り、消費者の食に対する信頼を確保するため、GAP（ギャップ）手法※の導入を促進します。	農務課
②家畜伝染病の予防	安全・安心な畜産物生産のために、衛生対策や家畜の疾病・伝染病予防のための取組を支援します。	農務課
③農産物の生産情報の発信	ＪＡ 及び農業者と連携し、生産履歴の管理や農薬使用基準の遵守などにより適切に生産された農産物の安全性に関する情報の発信を強化し、消費者の信頼向上を図る取組を促進します。	農務課
④食の安全に関する情報の提供	消費生活団体と連携を図り、引き続き消費生活展を開催し、食の安全をはじめとした農産物の情報を提供します。	商工課

安城市食育推進キャラクター「アン」「ジョー」「米太郎」



アン



ジョー



米太郎
(こめたろう)

2 地産地消の推進

施策方針

- 産地直売の推進や地元農産物の魅力を発信し、地元農産物の消費拡大を図ります。
- 地元農産物を使った料理の提供や加工品の販売などにより、地元農産物の利用を促進します。

施策内容

ア 地元農産物の普及促進

個別施策名	施策内容	担当課
①産地直売の推進	地産地消 [※] 実践の場として、今後も引き続き J A と連携し産直施設 [※] の充実を図ります。 また、生産者が中心となり実施する産直市や各種イベントでの出張販売などを支援します。	農務課
②地元産食材の利用促進	J A をはじめとした生産者や観光協会、市内事業者などと連携を図り、安城独自の土産品やメニュー開発など、地元産食材の利用を促進します。	農務課 商工課
③地元農産物の P R	農業者や市民団体と連携を図り、各種イベントで地元農産物の P R を行います。	農務課
④学校給食における地元農産物の利用促進	地産地消 [※] の推進及び安全・安心な食材の提供のため、学校給食に地元農産物を積極的に取り入れていきます。	総務課
⑤デンパークにおける地元農産物の使用及び販売	デンパークにおいて、地元農産物の積極的な使用や加工品の販売を行います。 また、生産者と連携したマルシェなどを開催します。	農務課

イ 地元農産物を活用した商品開発などの推進

個別施策名	施策内容	担当課
①産・官・学が連携した農産物加工品開発の推進	大学などと協働して地元農産物を使用したレシピの開発を行い、各種イベントで利用を促進します。 また、開発したレシピは市役所食堂などの飲食店で提供し、消費の拡大を図ります。	農務課
② 6 次産業化 [※] の推進	J A 及び県普及課と連携を図り、先進事例の研究や農業者の取組支援を行い、6 次産業化 [※] を推進します。	農務課

コラム 食育メイトの活動 ～食生活を通じた健康づくり～

食育メイトとは、「私たちの健康は、私たちの手で」をモットーに、食生活を通じた健康づくりに関するボランティア活動をしている「安城市食育健康づくりの会」の会員のことです。保健センターで実施している食育メイト養成講座を修了後、講座で学んだ知識などを地域で伝えていきます。栄養バランスのよい食事の大切さを伝えるために地域で調理実習を実施するなど、健康づくりの輪を広げています。





3 食育の推進

施策方針

- 農業と食のつながりや地域の食文化への理解促進、年齢や生活場面に応じた食育※の普及・啓発を推進します。
- 食生活における環境への配慮に関する理解を促し、無駄や廃棄の少ない食事づくりなど、環境に配慮した食生活の実践に向けた取組を推進します。

施策内容

ア 普及・啓発活動の推進

個別施策名	施策内容	担当課
① ライフステージなどに応じた活動の推進	関係機関、市民団体、事業者と連携を図り、ライフステージ（乳幼児期・少年青年期・壮年中年期・高齢期）や生活場面（家庭や地域、学校、職場など）に応じた切れ目ない食育※活動を推進します。	農務課 保育課 健康推進課 総務課
② 食育推進団体などの養成及び支援	食生活を中心とした健康づくりを進める食育メイトの養成や食育※啓発のために講座やイベントを開催する市民団体の活動を支援します。	農務課 健康推進課
③ 若い世代への食育※の啓発	地元農産物や農業と食のつながりを、動画やSNSなどを活用して発信することにより、若い世代への食育※の啓発を図ります。	農務課
④ 安城の特質や三河地域の食文化の普及促進	日本デンマークと呼ばれた先進的な農業経営・ものづくり思想・歴史的文化資源や三河地域の郷土料理など、安城の特質や食文化に関する講座の実施や開催を支援します。	農務課 生涯学習課

イ 健全な食生活の実践

個別施策名	施策内容	担当課
① 食生活の改善支援	食生活に関する相談や保健相談などを実施し、適切な量で、栄養バランスのとれた食事への改善を支援します。	健康推進課
② 食に関する指導	児童、生徒に正しい食事の摂り方や望ましい食習慣を身につけさせるとともに、栄養のバランスのとれた学校給食を活用した食に関する指導をしながら、栄養の知識や食の大切さを全小中学校で引き続き指導します。	総務課 学校教育課

ウ 環境に配慮した食生活の推進

個別施策名	施策内容	担当課
① 食品ロスの削減	食品の適量購入や調理・保存の工夫など家庭でできる取組などを市民に啓発します。 また、事業系食品ロス削減のため、事業者と連携した取組を推進します。	農務課 ごみ資源循環課
② 食品廃棄物の削減	家庭から排出される生ごみの減量や再資源化を普及促進します。 また、給食の調理で発生する食品残さ※のリサイクルを推進します。	ごみ資源循環課 総務課



4 SDGs との関わり

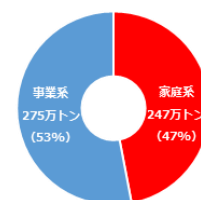
食料に関する施策と関連する、SDGs の主な目標とターゲットを示します。

目標	ターゲット
2 飢餓をゼロに 	2-1 2030 年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。 2-2 5 歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを 2025 年までに達成するなど、2030 年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。
12 つくる責任 つかう責任 	12-3 2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。 12-5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。 12-8 2030 年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
17 パートナリーシップで目標を達成しよう 	17-17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

コラム 食品ロス削減のために

食品ロスとは、本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまった食品（食べ残しや賞味期限切れのために廃棄された食品など）のことです。令和 2 年度の日本の食品ロスはグラフのとおりで、削減のためには家庭・事業者いずれの取組も重要となります。

日本の食品ロス量



市では令和 4 年（2022 年）4 月から、事業系食品ロス削減のためのフードシェアリングサービス「Anjo たべ Ring by タベスケ」の運用を開始しています。このサービスは、市内の食料品販売店や飲食店などから廃棄される前の賞味・消費期限が近い「まだ食べられる食品」を、お得に購入できるよう、市民へ情報を提供するものです。市民は、スマートフォンやパソコンから、無料で登録・利用できます。消費者と事業者の双方に役立ち、環境問題の解決にも貢献できるサービスとして、今後の利用拡大が期待されています。また、家庭での食品ロス削減のためには、市民一人ひとりが、「食品を買い過ぎない」「残さず食べる」など、日々の生活でできることから取り組むことが重要です。



第5章

農業に関する 施策



1 担い手の育成及び確保

施策方針

- 認定農業者[※]の育成や法人化、円滑な経営継承などの支援により、地域農業の中心的な担い手を育成します。
- 新規の就農希望者に対する支援体制の充実を図り、次代を担う農業者を育成します。
- 女性の経営参画や定年帰農者の就農などを支援し、広く農業を支える多様な担い手を育成します。

施策内容

ア 地域の中核となる担い手の育成

個別施策名	施策内容	担当課
①認定農業者 [※] の育成	安城市地域担い手育成総合支援協議会と連携し、認定農業者 [※] 制度の普及や地域農業の担い手として意欲のある認定農業者 [※] を育成します。	農務課
②法人化の推進や円滑な経営継承の推進	J Aや県普及課と連携し、農業経営の法人化や後継者就農、第三者継承 [※] に対する相談体制の充実を図り、経営の拡大や継承が円滑に行われるよう支援します。	農務課
③家族経営協定 [※] の推進	県普及課及び農業委員会 [※] と連携を図りながら、家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を行えるよう、協定書の作成や目標の実践に向けての支援や助言を行い、家族経営協定 [※] を推進します。	農務課

イ 新規就農者の育成

個別施策名	施策内容	担当課
①就農相談の充実	J A 及び県普及課、近隣市、その他農業団体と連携を図り、新規就農者の把握と就農に係る助言などを行います。	農務課
②認定新規就農者 [※] の育成	就農希望者や新規就農者に対し、認定新規就農者 [※] 制度について情報提供を行います。 また、J A及び県普及課と連携を図り、対象となる者に対しては新規就農者育成総合対策の経営開始資金をはじめとする支援を行います。	農務課
③新規就農者の受入及び定着支援	J A及び県普及課と連携を図り、新規就農者が栽培技術を身につけるための研修先の確保などを支援します。 また、経営開始後も栽培技術や経営に関する知識の向上を支援します。	農務課

ウ 多様な担い手の育成

個別施策名	施策内容	担当課
①女性が能力を発揮できる環境づくりの推進	J A 及び県普及課と連携を図り、女性農業者の農業経営や地域社会への参画を一層推進するとともに、女性農業者が活躍しやすい環境づくりを支援します。	農務課
②多様な人材や主体の活用促進	J A 及び県普及課と連携を図り、広く農業を支える担い手として、定年帰農者の就農促進及び企業の農業参入や農福連携※などに対する相談の実施を支援し、多様な担い手の活用を促進します。	農務課
③畑・樹園地の利用促進及び担い手の育成	「畑・樹園地利用促進制度※」及び「畑・樹園地お見合いシステム※」において、地域と協力し、貸手から提供を受けた農地の利用促進を図ります。 また、遊休農地※の発生を防止するとともに、畑作物及び梨、いちじくなどの特産品を含む果樹生産の振興を図り、担い手の育成を支援します。	農務課

コラム 安城で生産されるブランド農産物

市内の農家や愛知県などが育成した新品種で、市内で生産されているブランド農産物を紹介します。

「甘ひびき」

市内の農家が極早生品種の梨「愛甘水（あいかんすい）」をもとに開発した品種です。大玉で食感が良く、糖度が高いのが特徴です。水分も多く、甘みが口の隅々に響き渡るように広がります。



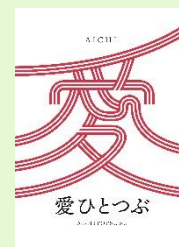
「あいみずき」

県が国と共同で 13 年の歳月をかけて開発した早生品種の梨「瑞月」のうち、一定の品質基準を満たしたものが「あいみずき」と呼ばれます。際立つ甘さと果汁たっぷりのみずみずしくシャリッとした食感が特徴です。本格的な出荷は、令和 7 年（2025 年）頃から始まる予定です。



「愛ひとつぶ」

県が開発した水稻品種「なつきらり」のうち、一定の品質基準を満たしたものを「愛ひとつぶ」のブランド名で販売しています。猛暑の年でも見た目が美しく、上品な甘みともっちりとした食感が特徴です。





2 農地の確保など

施策方針

- 農業振興地域※の整備に関する法律及び農地法などの関係法令に基づき、優良農地※の保全及び農業的土地利用と都市的土地利用の調和を図ります。
- ほ場※の再整備や農業用水路の改修、適切な維持管理、矢作川水源地域の水源かん養林※の保全により、良好な農業生産基盤を整備します。
- 地域農業の将来を見据えた、担い手への農地の集積・集約を促進します。

施策内容

ア 農業生産基盤整備の推進

個別施策名	施策内容	担当課
①ほ場※の大型化	安城土地改良区※及び受益者と連携を図りながら、経営体育成基盤整備事業によるけい畔除去などの再ほ場整備※により、区画の拡大及び農地の利用集積の推進を図ります。	農務課
②優良農地※の保全	農業振興地域整備計画※に基づき、計画的かつ長期的に優良農地※を保全するとともに、調和のとれた土地利用・農村整備の推進を図ります。 また、農業委員会※と市が連携し、農地の適正管理の調査・指導に取り組みます。	農務課
③農地をたん水※から守るための排水機の維持管理	鹿乗川排水機場、東端排水機場の適正な維持管理を行うことにより、農地のたん水※被害の軽減を図ります。	農務課
④水源かん養林※の保全	明治用水土地改良区※が所有する矢作川水源地域の山林に対し、森林法に定める森林計画に基づき実施する水源かん養造林事業を支援し、水源林などの保全に努めます。	農務課
⑤農業用水路の耐震化及び保全	大規模地震や豪雨の発生に備え、耐震性を有していない基幹的農業用水路の耐震化を推進するとともに、農業用施設の予防保全に努め、農業生産の維持及び農業経営の安定を図ります。	農務課

イ 農地の利用集積の促進

個別施策名	施策内容	担当課
①納税猶予農地※の利用権設定※の促進	市街化調整区域※の納税猶予農地※は貸付けを行った場合でも、相続税の納税猶予制度が適用されます。 この制度を納税猶予適用農地の所有者に周知し、納税猶予農地※の利用権設定※を促進します。	農務課
②農地利用集積の促進	J A 及び農用地利用改善組合と連携を図り、農地中間管理事業※による農地の利用権設定※など、農地の利用集積の促進を図ります。	農務課
③地域計画※の推進	農用地利用改善組合や農業委員会※とともに、地域農業の将来の在り方などを地域での話し合いを通じて検討し、地域計画※を策定します。 また、地域計画※の実現に向けて、担い手への農地の集積・集約を進めるとともに、新規就農や経営継承などへの支援による担い手の確保・育成を図ります。	農務課

3 生産の振興

施策方針

- ブロックローテーション※による米・小麦・大豆などの団地化を推進し、計画的な生産と水田の高度利用を図ります。
- 品目別の生産振興を踏まえ、新品種の普及促進、品質の向上、産地の維持拡大を図ります。
- デジタル技術や工業分野が有する技術の農業分野で活用により、生産性の向上や安城農業の課題解決に取り組みます。

施策内容

ア 産地活性化の推進

個別施策名	施策内容	担当課
①農地の高度利用の促進	主食用米の需要が減少する中で、他の作物の作付けに転換を促進し、水田面積の維持を図るために水田フル活用ビジョン※を策定します。 米・小麦・大豆などの品目別の団地化をブロックローテーション※により進め、水田を高度利用するとともに、高収益な品目を検討し、有効な品目の導入を図ります。	農務課
②作物の新品種・技術の普及促進	J A 及び県普及課と連携を図り、水稻「愛知 123 号（なつきらり）」や「愛知 135 号」、小麦「ゆめあかり」などの地域適応性を確認し、有効品種の普及を促進します。 また、特産果樹である梨の「甘ひびき」や「愛知梨 3 号（瑞月）」の普及について支援を行います。	農務課
③廃園農家の園地などの継承支援	J A と連携を図り、廃園予定の農家と新規就農者のマッチングや第三者継承※を支援し、後継者の確保を行います。	農務課
④特産果樹に係る生産の振興	特産果樹である梨、いちじくの産地を維持するため、新規栽培の開始や経営の改善について支援します。	農務課

イ 新しい技術やアイデアを活用した生産の振興

個別施策名	施策内容	担当課
①スマート農業の推進	J A や県普及課と連携を図り、生産性や収益性を踏まえて最新技術の導入に取り組む農業者を支援します。	農務課
②農業イノベーションの創出促進	製造業をはじめとした地元企業の持つ高い技術力の農業分野での活用やスタートアップ企業との連携などによるイノベーションの創出について検討します。 また、県種鶏場の移転に伴う跡地の活用について、J A 及び県、関係機関と協議し、安城農業の課題解決や活性化につながる方策を検討します。	農務課

ウ 品目別の生産振興

J A 及び県普及課と連携し、品目別の生産振興に努めていきます。

① 米（稲）

コシヒカリ及びあいちのかおりなどを組み合わせた品種の団地化や基本技術の徹底により生産の安定を図ります。愛知県ブランド米「愛ひとつぶ」（なつきらり）の導入など、多様化する消費者ニーズに対応した米作りを進めます。

病害虫抵抗性品種・肥効調節型肥料・箱施薬の定着による肥料・農薬施用量の低減を推進します。

さらに、農用地利用改善組合を中心として農地の利用集積、品種の適正比率による作付を進め、機械・施設の利用効率を高めるとともに、直播栽培による低コスト技術を推進し、生産性の高い米の主産地としての地位を確立します。

また、高温障害による品質低下及び作期分散への対策として水稻高温耐性新品種「愛知 135 号」の試験栽培を継続実施します。

② 麦

農地の利用調整により団地化を維持し、担い手への集積によって、機械化による作業の効率化や排水対策の徹底により、生産の安定を図ります。

愛知県で育成された製麺適性に優れた多収品種「きぬあかり」の生産量の増大を図るとともに、パン・中華麺適性品種「ゆめあかり」の生産の安定を進めます。

③ 大豆

水田農業の基幹作物の 1 つとして位置づけ、農地の高度利用を進めるため麦大豆二毛作の普及定着を図ります。排水対策の徹底・適期播種・かん水・病害虫防除・施肥改善などに取り組み、単収向上と作柄の安定化を図ります。

④ 採種

県内でも最大の産地であり、種子更新率の向上に伴い採種ほ場※は拡大の方向にあります。米・麦・大豆の優良種子を生産するため、採種ほ場※の団地化を推進するとともに生産者の栽培技術向上を図り、生産の安定に努めます。

⑤ 野菜

【キュウリ】

国が定める野菜指定産地として、J A を通じて集出荷しています。共選・共販をさらに強化するとともに、耐病性、収量性の面からの品種の選択による収量の向上などを進め、より一層の産地化を推進します。

【イチゴ】

都市近郊型農業として位置づけています。収穫、出荷の労働が過重なため、積極

的な新品種や新技術の導入により、生産の安定的拡大を図ります。

【チンゲン菜】

県下の生産量を有し、各生産者の大規模な施設栽培により、年間を通じ出荷しています。耐暑性品種の選択、予保冷施設の有効活用により一層の産地化を推進します。

【その他の施設野菜】

キュウリ、イチゴの他にトマト、ナス、各種野菜苗などがあります。これらの野菜については、今後も特産物として拡大するよう努めます。

【露地野菜】

栽培地域は、矢作川沿岸の沖積層地帯を中心に多様な品目を栽培しています。有機物の施用による土づくりの推進、作目の組合せによる輪作の確立や産直への出荷として少量多品目生産を研究し、土地の有効利用、生産の拡大と高品質化を図ります。

⑥ 花き

【切花】

キクが主体で栽培されています。キクは、東京・名古屋などへグループや個人で出荷され、年2・3作体系が主体となっています。

今後、優良種苗の導入、土づくりや効果的な施肥体系の確立により生産の安定と高品質化を図ります。

【鉢物】

鉢花、観葉植物及び洋ランをはじめ、和物や花壇苗など多様な品目が栽培されています。

鉢花では、シクラメン、ガーベラ、ミニバラ及び花木類の栽培が多く、生産の効率化が図られています。

観葉植物では、ドラセナ、アンスリウム、クロトンなど大型のものから、ポトス、ペペロニアなど小型のポットものまで幅広く生産され、多様な市場のニーズに応えられる産地となっています。

花壇苗は、都市近郊農業地帯として市場や消費地に近い有利性を活かし安定的な生産販売を行っています。

洋ランは、ファレノプシス、シンビジウムの栽培が多く、ともに山上げなどによる開花調節による有利な販売が行われています。

今後は、省エネルギー対策をはじめとする生産コストの低減と品質向上、無人防除・鉢上げ・鉢移動の省力化などによる作業効率化、品目と作付けの効率的な組合せにより経営の改善を図ります。また、オリジナル品種の育成や商品開発などを推進します。

⑦ 果樹

【梨】

日本デンマークと呼ばれた時代から梨の産地であり、主要な品種は、愛甘水・甘ひびき・幸水・豊水・あきづき・新高の6品種です。1戸当たりの平均栽培面積は約35aで散在園が多く、栽培者の高齢化も進んでいますが、新品種甘ひびきの拡大を含め今後も振興を図っていきます。さらに、老木の改植及び整枝技術の改善、有機物による土づくりを行うことにより、高糖度果実の生産、品質の向上、省力化及び収量の安定を一層推進します。生産量を維持するためのシステム作り、ブランド力の強化などにより産地の活性化を図ります。

【いちじく】

農家のほとんどが複合経営で大半が高齢者及び女性となっています。今後は、市の特産としてさらに振興を図るため、いちじくスクールによる新規栽培者の開拓と、パッキングセンター利用による作業改善を図り、農家を確保・育成します。また、排水条件の改善や適正施肥の推進、PRの強化、高品質の保持により、ブランドの確立と美味しく甘い、いちじくづくりを一層推進していきます。

⑧ 畜産

【肉用牛】

特色ある産地形成のため、安城和牛の銘柄化を維持する必要があります。素牛の導入については、県内外から優秀な子牛を導入し、適正な肥育管理を行い良質な肉用牛の生産を進めます。また、施設・機械などの整備、飼育管理の改善により振興を図ります。

【豚】

飼育環境の整備、技術の向上、作業体系の改善及び省力化を進め、繁殖性が高く肉質の良い豚を確保し、生産基盤の充実を図ります。

【環境保全】

家畜糞尿処理を適正に行い、生産された堆肥を耕種農家の土づくりに活用していきます。防疫対策は国、県と連携を図り、迅速な初動対応が取れるよう体制を整備していきます。



4 環境保全型農業の推進

施策方針

- せん定枝や家畜排せつ物などのリサイクル、農地から河川への汚泥流出の抑制などにより、環境と調和した農業を推進します。
- 温室効果ガス[※]の削減に寄与する栽培方法や新しい技術の普及促進、調査研究により、農業分野においても脱炭素に向けた取組を推進します。

施策内容

ア 環境と調和した持続可能な農業の推進

個別施策名	施策内容	担当課
①農薬・化学肥料の使用量の低減	JAや県普及課と連携を図り、フェロモン剤 [※] を利用した病害虫の発生予測に基づく防除や土壌診断に基づく施肥などにより、農薬・化学肥料の使用量の低減を推進します。 また、畜産農家などが生産する有機肥料を利用した土づくりに取り組む農業者を支援し、資源循環型農業を推進します。	農務課
②環境に配慮した水稲直播の推進	温室効果ガス [※] （メタン）発生の低減や農作業の効率化に寄与する乾田直播栽培の更なる普及を促進します。 また、乾田直播栽培を行うほ場 [※] での鎮圧ローラーなどを利用した整地や代かき [※] 後の塩化カリ散布を推進し、河川などへの汚泥の流出を抑制します。	農務課
③せん定枝リサイクルの推進	せん定枝を破碎・発酵処理し、たい肥として農地に還元することで、焼却ごみの減量化と環境にやさしい土づくりを目指します。 また、果樹栽培農家や造園業者などの関係者及び市民と連携を図り、取組を推進します。	ごみ資源循環課
④廃プラスチックの排出抑制	農業生産における廃プラスチックの排出抑制及び農作業の効率化を推進するため、生分解性マルチフィルム [※] の利用を促進します。	農務課



5 農業経営の安定

施策方針

- 農業機械や施設の導入、販路の拡大など、経営の改善や所得の向上に取り組む農業経営体を支援します。
- 関係機関と連携した支援により、農産物の価格変動や生産資材価格の高騰などが農業経営に及ぼす影響の緩和を図ります。

施策内容

ア 農業経営体の育成及び支援

個別施策名	施策内容	担当課
①農業経営体への支援	魅力ある地域農業の発展を推進するため、「食料・農業・交流推進事業※」により、農用地利用改善組合、ＪＡ及び同生産部会の実施する事業を支援します。	農務課
	大規模開発により耕作地を失う農業経営体に対し、経営の安定を図るための支援を行います。	農務課
	経営の改善や安定化に必要な借入資金に対する利子補給を行います。 また、ＪＡ及び県普及課と連携を図り、農業制度資金※の活用や機械・施設導入、生産資材の価格高騰対策のための支援を検討します。	農務課
②経営所得安定対策※の推進	ＪＡと連携を図り、農作物価格安定制度※や経営所得安定対策※などを活用し、担い手農家の経営の安定化を図ります。 また、米・麦・大豆などの生産拡大や品質向上を促進します。	農務課
③研修会などの開催	ＪＡ及び県普及課と連携を図り、認定農業者※や認定新規就農者※などを対象とした研修会を開催し、農業技術・経営管理能力の向上、経営の改善を支援します。	農務課
④地元農産物のブランド化及び販路拡大	地元農産物のブランド化や販路拡大のための調査研究、消費者ニーズを踏まえた販売戦略の検討などを公民連携※により行い、農業者の所得向上・経営改善を支援します。	農務課

コラム 農業の多面的機能※を活用した災害対策「水田貯留」

農地や農業用施設は、食料を供給する機能以外に、洪水の防止や自然環境の保全、良好な景観の形成、癒しや安らぎの場の提供など、多面にわたる機能を持っています。

市では、水田が持っている水を貯める機能を利用して洪水被害を軽減する、水田貯留に取り組んでいます。水田貯留には、たくさんの水田で同時に雨水を貯める「水路流量調整方式」と、ひとつひとつの水田で雨水を貯める「排水マス流量調整方式」がありますが、どちらの方式も、降雨時に普段よりもうすだけ余分に雨水を貯めることができます。

令和４年（２０２２年）現在、水田貯留を実施している水田は約５０haで、２５mプール２０杯程の雨水を貯める能力があり、下流の市街地での洪水被害を軽減する役割を果たしています。今後も水田の所有者や耕作者の協力を得ながら、実施面積を拡大していきます。



6 農村の総合的な振興

施策方針

- 魅力ある自然環境や生活環境を守るため、農地などが持つ多面的機能※の維持・発揮に取り組めます。
- 農業者だけでなく、周辺地域の住民も一体となった、農地などの保全活動を支援します。
- 農業集落の生活環境改善や緑道※の維持管理などにより、農村環境の整備を進めます。

施策内容

ア 地域の特性を生かした農村環境の整備

個別施策名	施策内容	担当課
① 農地などが持つ多面的機能※を保全する活動への支援	農地や農業用施設が有する多面的機能※が十分に発揮されることは、生物多様性※の保全や良好な景観形成など、魅力ある自然環境、生活環境づくりに寄与します。将来に渡り多面的機能※が十分に発揮されるよう、農地などの保全活動を行う地元組織の活動を支援します。	農務課
② 市民農園※の開設支援	都市農地や効率的な耕作が困難な地域などの有効利用策として、市民農園※での活用を促し、開設の支援を行います。	農務課
③ 緑道※などの維持管理	明治用水などの水路敷上部の有効利用と緑道※の維持管理を行います。	公園緑地課
④ 市街化調整区域※の環境保全・改善	優れた田園地帯を構成する集团的優良農地※を極力保全し、農業先進地としての市の農業を支える農業集落の生活環境整備を進めます。	農務課 維持管理課 土木課 都市計画課
⑤ 農地を活用した災害対策の推進	水田の持つ貯水機能を活用するため、所有者や耕作者の協力を得ながら水田貯留を推進し、市街地での洪水被害の軽減を図ります。	土木課



水路流量調整方式を実施している水田。水田の面積は広いため、数cm余分に水を貯めるだけでも、大きな効果があります。

農地には災害からまちを守る役割もあるんだ！





7 農業団体などへの支援

施策方針

- 地域農業の持続的な発展のために、集落全体で農地の利用調整や地域住民との交流を図る農業団体の活動を支援します。
- 農業者や農業団体が連携し、設備の集積・集約、生産技術の向上を図る取組を支援します。

施策内容

ア 農業団体などへの支援

個別施策名	施策内容	担当課
①集出荷体制整備の支援	J A と連携を図りながら、国の強い農業づくり交付金などを活用し、先端技術の導入による集出荷体制の整備への支援を行います。 また、出荷時に得られた農産物の情報を生産者の技術改善に生かします。	農務課
②農用地利用改善組合の活動支援	J A と連携を図りながら、集落全体で農地の利用効率化に係る調整や市民との交流など、地域の農に関する活動を行う農用地利用改善組合を支援します。	農務課
③生産部会の支援	農業者の生産技術の向上及び生産量の拡大を図るため、J A に属する生産部会が行う技術研究などの事業を支援します。	農務課
④土地改良団体などの支援	農業生産の基盤である農地や水利、土地改良施設をはじめとする地域資源を保全し、農業の持続的な発展に貢献している土地改良区 [※] などの事業を支援します。	農務課

コラムー 農業の持続的な発展と食料安全保障[※]

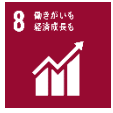
日本の食料自給率[※]は低下傾向にありますが、世界的には人口増加による食料不足、政情不安による禁輸措置など不安定な要素が多く、将来にわたって確実に輸入を続けられる保障はありません。食料が国内で安定的に生産されることは、不測の事態に私たちの生活を守るためにも、大切なこととなります。

日本の農業においては、人口減少による市場の縮小、輸入農産物との価格競争の激化、生産資材の価格高騰などが経営に大きな影響を与えており、農業が持続的な発展を続けることは、農業者の努力だけでは難しくなりつつあります。

農業者は生産の効率化や経費削減など、さまざまな経営努力を行い、消費者は農業への理解を深め、地産地消[※]の推進などにより農業を支える。農業者と消費者が力を合わせ、農業の持続的な発展に取り組むことが大切となります。

8 SDGs との関わり

農業に関する施策と関連する、SDGs の主な目標とターゲットを示します。

目標	ターゲット
2 飢餓をゼロに 	2-1 2030 年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。 2-4 2030 年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。
8 働きがいも経済成長も 	8-3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	9-4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
11 住み続けられるまちづくりを 	11-a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
13 気候変動に具体的な対策を 	13-1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応力を強化する。
17 パートナリープで目標を達成しよう 	17-17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

第6章



交流に関する 施策



1 交流の推進

施策方針

- 市民の農産物や農業に対する理解を深めるため、旬な地元農産物や調理レシピ、給食での使用など、安城農業に関する情報を積極的に発信します。
- 学校や保育所での農業学習や農業体験を通して、子どもたちの農業への理解・ふれあいを促進します。
- 農業体験や各種イベントを通して、市民と農業者、市民同士などの交流を促進します。

施策内容

ア 農業への理解の促進

個別施策名	施策内容	担当課
①安城農業の魅力発信	旬な地元農産物や調理レシピなどの情報を発信します。また、SNSの活用をはじめとした情報発信や生産者の思いを伝える情報内容などを検討し、効果的に情報を発信するとともに、農産物や農業に対する適切な理解の醸成に努めます。	農務課
②学校給食における地元農産物使用情報の発信	毎月の献立表に、給食に取り入れた地元農産物の情報を掲載します。また、ウェブサイトを利用した情報の発信を行います。	総務課 学校教育課
③企画展などの実施	日本デンマーク継承のための企画展などを市の歴史博物館で随時開催します。	文化振興課
④学校での農業学習の推進	小中学校において、農業や特産品、農業の礎を築いた偉人について引き続き学習を行います。また、学校において児童生徒が農業に関する学習を行えるよう、JAをはじめとする関係機関と連携して支援を行います。	農務課 学校教育課

イ ふれあいと交流の促進

個別施策名	施策内容	担当課
①交流機会の創出	農業者や市民団体が実施する農業体験講座の開催などを支援し、農業者と市民、市民同士などの交流の場を創出します。	農務課
②農のある暮らしの普及促進	アグリライフ支援センターにおいて、野菜作り講座や植付・収穫体験などを開催することにより、家庭菜園などで日常的に農を楽しむ人づくりを進めます。	農務課
③学校・保育所での農業体験の推進	小中学校や保育園・こども園において、保護者や地域の方々を招き、野菜作りやバケツ稲作りなどの農業体験活動を行います。	保育課 学校教育課



2 広域的な交流

施策方針

- デンパークの活用やふれあい田んぼアートの開催支援により、広域的な交流の促進や日本デンマークと呼ばれた安城をPRします。
- 食と農に関する資源と観光資源を活用することで、安城農業の活性化を図ります。

施策内容

ア 広域的な交流の推進

個別施策名	施策内容	担当課
①デンパークを活用した交流の促進	市民の憩いの場であるとともに、本市を代表する観光施設として、花とみどりのある暮らしの提案、農業振興や地域連携など、デンパークの持つ多様な魅力を活かした取組を通じて、広域的な交流の促進を図ります。	農務課
②ふれあい田んぼアートの支援	日本デンマークと呼ばれた安城のPRと広域的な交流を目的とし、地元農業者などが行うふれあい田んぼアートの開催を支援します。	農務課
③農業と観光をつなぐ交流拠点の創出	安城農業の活性化を図るため、公民連携※により、食と農に関する資源を活用し、農業と観光をつなぐ新たな交流拠点の創出を推進します。	農務課

コラム ふれあい田んぼアート

田んぼをキャンバスに見立て、色とりどりの稲で巨大な絵を描く田んぼアート。平成19年（2007年）から、地元農業者などからなる実行委員会が事業に取り組んでいます。

観光スポットとしてはもちろんのこと、田植えや稲刈りなど、農業者と消費者が一緒に楽しめる活動を通して交流し、顔の見える心の通った、食と農の信頼関係を築くことなどを目的として事業を展開しています。





3 交流推進施設

交流に関する施策を推進する施設として、アグリライフ支援センターとデンパークにおける取組、農業と観光をつなぐ交流拠点の創出に向けた構想を示します。

(1) アグリライフ支援センター

アグリライフ支援センターは、市民一人ひとりが農を身近に感じ農を楽しむ、農のある暮らしの実現のために、平成 21 年（2009 年）8 月に開設しました。

【運営方針】

農作物の栽培講座や農作業体験などを実施し、農を支える人材の育成や農とのふれあいの促進を図ります。また、市民の食と農への理解の促進や健康づくり・生きがいづくりを推進します。

【主な取組】

◎野菜づくり入門コース

一人ひとりに割り当てられた、約 30 m²の畑で、4 ヶ月程かけて実際に野菜を作り、基本的な農作業を実践形式で学びます。また、農作業の実践だけではなく、病気や害虫に対する防除・対処方法などを学ぶ座学や農業関連施設の見学なども行います。

◎一坪農園

「坪」は広さの単位で、1 坪は約 3.3 m²、畳 2 畳ほどの広さです。縦 1 m、横 3 m ほどに区切った畑で実際に野菜を作ります。6 回程度の講座で、野菜づくりの未経験者や子ども連れの参加者も多い講座です。



（２）安城産業文化公園デンパーク

デンパークは、「都市と農村との交流の場及び、憩いと安らぎの場を市民に提供するとともに、農業を始めとする産業の振興に寄与する」ことを目的として、平成９年（１９９７年）４月２９日にオープンし、令和４年（２０２２年）で２５周年を迎えました。

【運営方針】

これまでに多くの方々に来園いただき、現在は市民の憩いの場としてだけでなく、本市の貴重な観光資源として定着しています。今後は、さらに質の高いサービスの提供により、来園者の満足度を高めるとともに、本市が取り組む「SDGs」「脱炭素」「公民連携※」などの実現に向けた有効な場として、様々な事業を実施しながら、魅力的な運営や交流を図ります。

【主な取組】

取組名	内容
憩いと安らぎの場の提供	主要施設、エリアを最大限に活用した憩いと安らぎの場の提供
都市農業と地場産業の振興	都市と農村との交流や、農業を始めとする地場産業の振興
花とみどりの公園としての情報発信	植物情報の提供と花とみどりのある暮らしの提案
交流機会の提供	来園者やイベント参加者などへの交流機会の提供
市が取り組む施策の実現の場の提供	市が取り組む「SDGs」「脱炭素」「公民連携※」などの実現に向けた事業の場
魅力あふれる施設の整備	来園者の満足度を継続する施設の整備
安全・安心のための施設の整備	安全で安心して楽しむための施設の整備



（３）農業と観光をつなぐ交流拠点（安城農業活性化のための観光開発計画）

年間 50 万人を超える来園者のあるデンパークは、本市の貴重な観光資源です。デンパーク来園者をはじめとした多くの人に農業の魅力発信や農業へのふれあい・理解促進を行い、交流を促進することで安城農業の活性化を図るため、農業と観光をつなぐ交流拠点の創出を推進します。また、交流拠点を訪れた人にデンパークへの来園を誘導することで、デンパークのさらなる活用を図ります。

【交流拠点の機能】

交流拠点は、次に示す 4 つの機能全てを有するものとします。

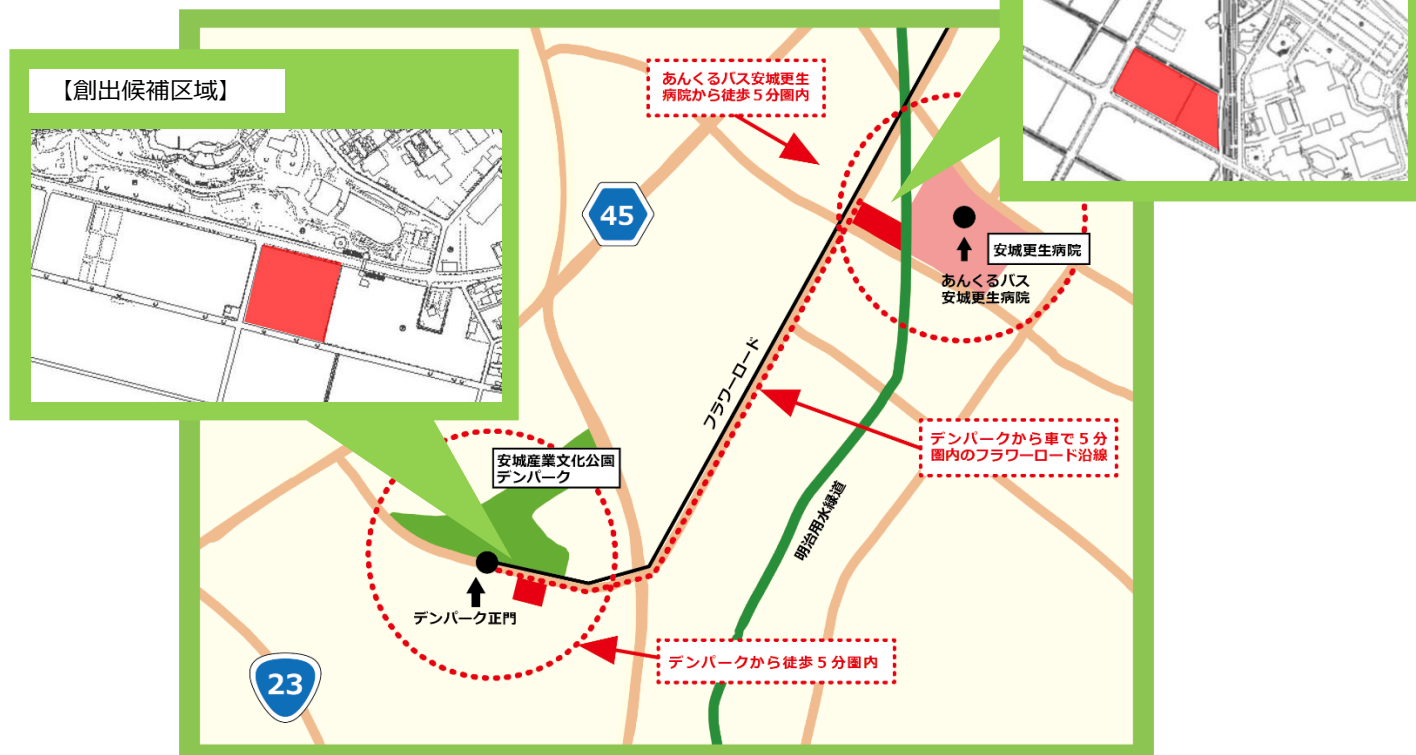
- ・地元農産物や農業の魅力を発信する機能
- ・農業へのふれあい・理解を促進する機能
- ・農業経営を支援する機能
- ・デンパークとの相互利用を促進する機能

【創出候補区域】

3 つの視点から、下図に示す 2 区域を交流拠点創出の候補区域とします。

- ・観光資源の活用⇒デンパーク及び公共交通機関からのアクセス性
- ・両施設の相互利用誘導⇒デンパークと交流拠点の距離
- ・都市と農村の交流⇒フラワーロード（※）の沿線

※ J R 安城駅周辺の市街地とデンパークを結ぶ市道の愛称

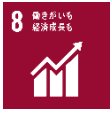


【その他】

交流拠点の創出においては、市民、農業者、事業者などによる自発的な交流の促進及び自立的な農業の活性化が図られるよう、民間活力を活用します。

4 SDGs との関わり

交流に関する施策と関連する、SDGs の主な目標とターゲットを示します。

目標	ターゲット
8 働きがいも経済成長も 	8-9 2030 年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。
11 住み続けられるまちづくりを 	11-a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
12 つくる責任 つかう責任 	12-8 2030 年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
17 パートナリーシップで目標を達成しよう 	17-17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

コラム 安城オリジナルのメニュー・商品開発による農産物の魅力発信

「安城の豊かな水と大地の恵みに感謝し、乾杯する条例」をPRし、地産地消※を推進するため、市内のバーの監修のもと、地元農産物を使ったオリジナルカクテル3種を開発しました。オリジナルカクテルは、一部の市内のバーや飲食店で提供しており、今後より多くの店舗で提供していただけるようPRを継続します。

「熟〜いちじくのしずく」

安城市産のイチジクのピューレにオレンジジュースなどの酸味をかけ合わせて、イチジクの濃厚な甘さを引き立てたカクテル

「爽〜なしのしずく」

安城市産の梨のピューレにリンゴ酢や緑茶を合わせ、梨本来の繊細な甘さを活かした爽やかなカクテル

「ANTONIC (アントニック)」

安城市産のイチジク・梨・キュウリ・チンゲンサイをウォッカに漬け込んだベース酒「AN (アン)」をトニックウォーターで割り、スライスレモンを加えた甘さと苦さのバランスが絶妙なカクテル



第7章

計画の達成に向けて



1 計画の推進体制

- 計画の推進には、市はもとより、市民、農業者、農業団体、事業者が市の実施する施策に参画、協力するとともに、相互に連携することが必要となります。市は、各主体及び国、県その他の機関と連携を図りながら、施策を総合的かつ計画的に推進します。

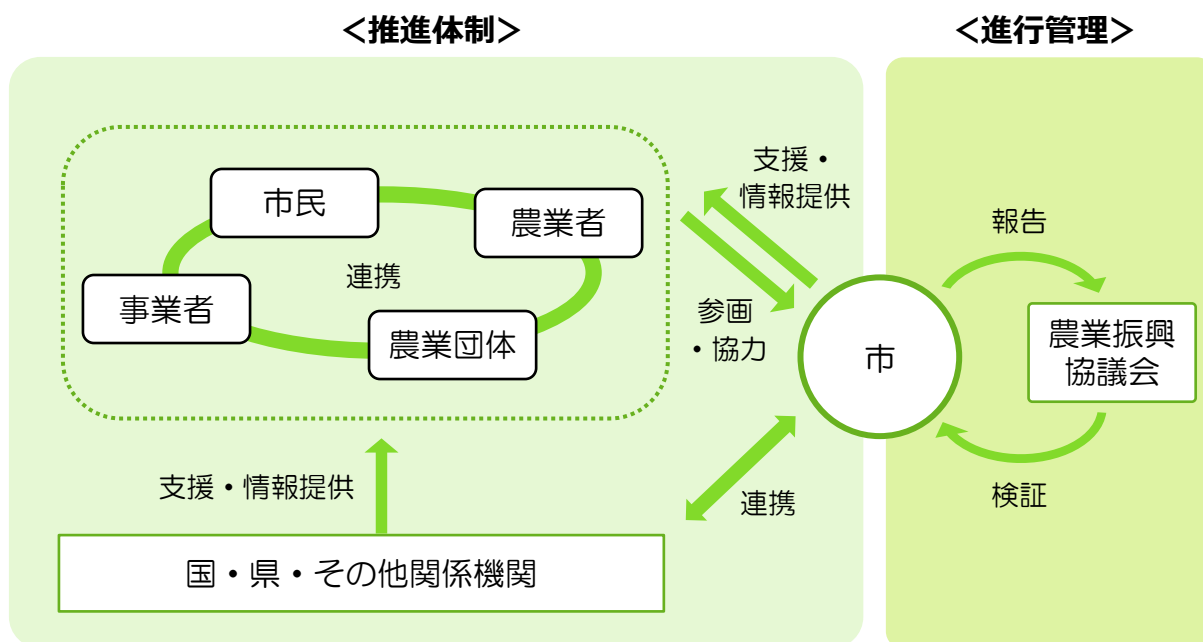
2 計画の進行管理

(1) 総合指標と個別指標の設定

- 計画の実現度合いを測る指標として、2つの総合指標を定めます。また、食料・農業・交流それぞれの施策の実施状況を把握するため、14の個別指標を定めます。
- この2つの指標により進捗状況を把握し、計画の進行管理を行います。

(2) 農業振興協議会での評価

- 計画の進行管理・評価を定期的実施する場として、毎年度、農業振興協議会において進捗状況の報告・検証を行うとともに、必要に応じて事業の見直しを行います。



3 総合指標と個別指標の一覧

◎総合指標

指標名	内容	現状値 (※)	目標値 (2027年度)
食料自給率	国の食料自給率に係るデータを参考に、市内の農業産出額（推計）により算出した、市独自の生産額ベースの食料自給率です。	31.0%	36%
食育に関心がある人の割合	市が毎年行う e モニターアンケートの中で、「食育に関心がある」と回答した割合です。	85.3%	90%以上

※食料自給率の現状値は、2020 年度の値。食育に関心がある人の割合の現状値は 2022 年度の値

◎食料に関する施策の個別指標

指標名	内容	現状値 (2022 年度)	目標値 (2027 年度)	関連項目
地元農産物が安全だと感じる人の割合	市が毎年行う e モニターアンケートの中で、「地元農産物が安全だと感じる」と回答した割合です。	86.5%	90%以上	食料の安全性の確保など
地元農産物を意識して購入する人の割合	市が毎年行う e モニターアンケートの中で、「愛知県産や安城市産を意識して購入している」と回答した割合です。	31.0%	50%以上	地産地消の推進
郷土料理の認知度	市が毎年行う e モニターアンケートの中で、「安城市の郷土料理として思い浮かぶものがある」と回答した割合です。	42.6%	50%以上	食育の推進
食品ロスや食品廃棄物の削減に取り組んでいる人の割合	市が毎年行う e モニターアンケートの中で、「食品ロスや食品廃棄物の削減に取り組んでいる」と回答した割合です。	85.9%	90%以上	食育の推進

<食料自給率の算出方法>

本計画の食料自給率は、国の食料自給率に係る算出方法やデータを参考に、以下の計算式により、安城市における生産額ベースの食料自給率を算出しています。

$$\text{安城市食料自給率（\%）} = \frac{\text{安城市の農業産出額（円）} \cdots B}{\text{安城市の食料の市内消費仕向額（円）} \cdots A}$$

※「国内消費仕向額」とは、1 年間に国内で消費に回された食料の生産額のことです。A の「安城市の食料の市内消費仕向額」（令和 2 年度：232.6 億円）は、「全国の食料の国内消費仕向額」（同：15 兆 4,308 億円）を市と国の人口比で按分して算出しています。

B の「安城市の農業算出額」（令和 2 年度：72 億円）は、農林水産省から毎年次、推計結果として公表されています。

◎農業に関する施策の個別指標

指標名	内容	現状値 (2021 年度)	目標値 (2027 年度)	関連項目
認定新規就農者の新規認定者数	新たに農業を始める方で、「青年等就農計画」を市に提出し、その計画について認定を受けた者（認定新規就農者）の累計です。	5 年間で 8 人 (※)	5 年間で 16 人	担い手の育成及び確保
認定農業者の新規認定者数	意欲と能力のある農業者が自らの経営を計画的に改善するため、「農業経営改善計画」を市に提出し、その計画について認定を受けた者（認定農業者）の累計です。	5 年間で 5 人 (※)	5 年間で 14 人	担い手の育成及び確保
楽しみ農業者や小規模農業者育成講座の受講人数	アグリライフ支援センター野菜づくり入門コース、J A あいち中央産直就農塾・いちじくスクールの受講人数です。	86 人	110 人	担い手の育成及び確保
農地利用集積率	「農地利用集積円滑化事業」及び「畑・樹園地利用促進制度」による利用権設定、農地中間管理事業による賃借権などの設定により認定農業者などに貸し付けられた農地面積の割合です。	64.5%	71%	農地の確保など
経営体育成基盤整備事業の進捗率	農地の区画拡大、用水のパイプライン化など、良好な営農条件を備えるために実施されるほ場整備事業の進捗率です。	23.2%	100%	農地の確保など
水稻の直播栽培面積	V 溝直播により作付けされた水稻の栽培面積	903ha	1,000ha	環境保全型農業の推進
農業経営体の支援件数	農業経営の改善や安定化に必要な制度資金の利用件数や農業機械などの導入のため農業経営体に対し行った支援件数の累計です。	5 年間で 46 件 (※)	5 年間で 50 件	農業経営の安定
多面的機能を保全する活動への参加人数	農地などの多面的機能を維持・保全するために地元組織が行う活動の参加人数です。	45,837 人	50,000 人	農村の総合的な振興

※認定新規就農者、認定農業者の新規認定者数及び農業経営体の支援件数の現状値は、2017 年～2021 年の 5 年間の値

◎交流に関する施策の個別指標

指標名	内容	現状値 (※)	目標値 (2027 年度)	関連項目
農業体験講座などの参加人数	アグリライフ支援センターや市民団体が実施する講座などの参加人数です。	898 人	1,400 人	交流の推進
デンパーク来園者の満足度	デンパーク来園者アンケートにおいて、「満足している、やや満足している」と回答した割合。	83.4%	90%以上	広域的な交流

※農業体験講座などの参加人数の現状値は 2021 年度の値。デンパーク来園者の満足度の現状値は、2022 年度の値

資料



1 関連計画の動向

(1) 国の動向

ア. 食料・農業・農村基本計画※

- 令和2年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画※」は、食料・農業・農村基本法に基づき、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする計画です。
- 施策の推進に当たっての基本的な視点として、以下の事項が示されています。
 - ・ 消費者や実需者のニーズに即した施策の推進
 - ・ 食料安全保障※の確立と農業・農村の重要性についての国民的合意の形成
 - ・ 農業の持続性確保に向けた人材の育成・確保と生産基盤の強化に向けた施策の展開
 - ・ スマート農業の加速化と農業のデジタルトランスフォーメーションの推進
 - ・ 地域政策の総合化と多面的機能※の維持・発揮
 - ・ 災害や家畜疾病等、気候変動といった農業の持続性を脅かすリスクへの対応強化
 - ・ 農業・農村の所得の増大に向けた施策の推進
 - ・ SDGsを契機とした持続可能な取組を後押しする施策の展開

イ. みどりの食料システム戦略

- みどりの食料システム戦略は、令和3年5月、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるため、中長期的な観点から戦略的に取り組む政策方針として策定された計画です。
- SDGs、脱炭素に取り組む国内外の動きが加速するなか、我が国の食料・農林水産業においてもこれらに的確に対応し、持続可能な食料システムを構築するための具体的な取組として、以下の事項が示されています。
 - ・ 資材・エネルギー調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減の推進
 - ・ イノベーションなどによる持続的生産体制の構築
 - ・ ムリ・ムダのない持続可能な加工・流通システムの確立
 - ・ 環境にやさしい持続可能な消費の拡大や食育※の推進
 - ・ 食料システムを支える持続可能な農山漁村の創造
 - ・ サプライチェーン全体を貫く基盤技術の確立と連携
 - ・ カーボンニュートラル※に向けた森林・木材のフル活用による二酸化炭素吸収と固定の最大化

ウ. 第4次食育推進基本計画

- 「食育推進基本計画」は、食育基本法に基づき、食育[※]の推進に関する基本的な方針や目標について定めた計画です。
- 「第4次食育推進基本計画」（計画期間：2021～2025年度）では、基本的な方針として、「生涯を通じた心身の健康を支える食育[※]の推進」「持続可能な食を支える食育[※]の推進」「新たな日常やデジタル化に対応した食育[※]の推進」の3つを定め、推進する内容として、以下の事項が示されています。
 - ・ 家庭における食育[※]の推進
 - ・ 学校、保育所などにおける食育[※]の推進
 - ・ 地域における食育[※]の推進
 - ・ 食育[※]推進運動の展開
 - ・ 生産者と消費との交流促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化など
 - ・ 食文化の継承のための活動への支援など
 - ・ 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

エ. 都市農業振興基本計画

- 平成28年に策定された「都市農業振興基本計画」は、都市農業振興基本法に基づき、都市農業の持続的な振興を図るための施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする計画です。
- 基本法の政策課題を「都市農業の多様な機能の発揮」とし、都市農業を農業政策・都市政策の双方から再評価し、都市農業振興に関する新たな施策の方向性について「担い手の確保」「土地の確保」の2つの観点から提示しながら、保全すべきとされた都市農地に対し、本格的な農業振興施策を講じる必要があると定めています。

（2）愛知県の動向

ア. 食と緑の基本計画[※]2025

- 「食と緑の基本計画[※]」は、愛知県の「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」に基づき、食と緑に関する県の施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする計画です。
- 「食と緑の基本計画[※]2025」（計画期間：2021～2025年度）では、2025年に“めざす姿”として2つの姿が掲げられ、これらを柱とする施策体系が示されています。

柱1 生産現場における“めざす姿”「持続的に発展する農林水産業の実現」

- ・ 意欲ある人材の確保・育成
- ・ 生産性の高い農林水産業の基盤を作る取組の充実
- ・ 新たな需要を創造し持続可能な農林水産業の実現

柱2 県民の暮らしにおける“めざす姿”「農林水産の恵みを共有する社会の実現」

- ・農林水産業を理解し身近に感じる活動の推進
- ・災害に強く安全で快適な環境の確保
- ・地域住民や関係人口によって支えられる活力ある農山漁村の実現

イ. あいち食育いきいきプラン 2025

- 「あいち食育いきいきプラン（愛知県食育推進計画）」は、食育基本法に基づき、愛知県食育推進会議が作成する計画で、県の食育※推進に係る施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする計画です。
- 「あいち食育いきいきプラン 2025（第4次愛知県食育推進計画）」（計画期間：2021～2025年度）では、健康で活力ある社会の実現を目指すために、以下の4つの取組が示されています。
 - ・食を通じて健康な体をつくる取組
 - ・食を通じて豊かな心を育む取組
 - ・食を通じて環境に優しい暮らしを築く取組
 - ・食育※を支える取組

ウ. 愛知県都市農業振興計画

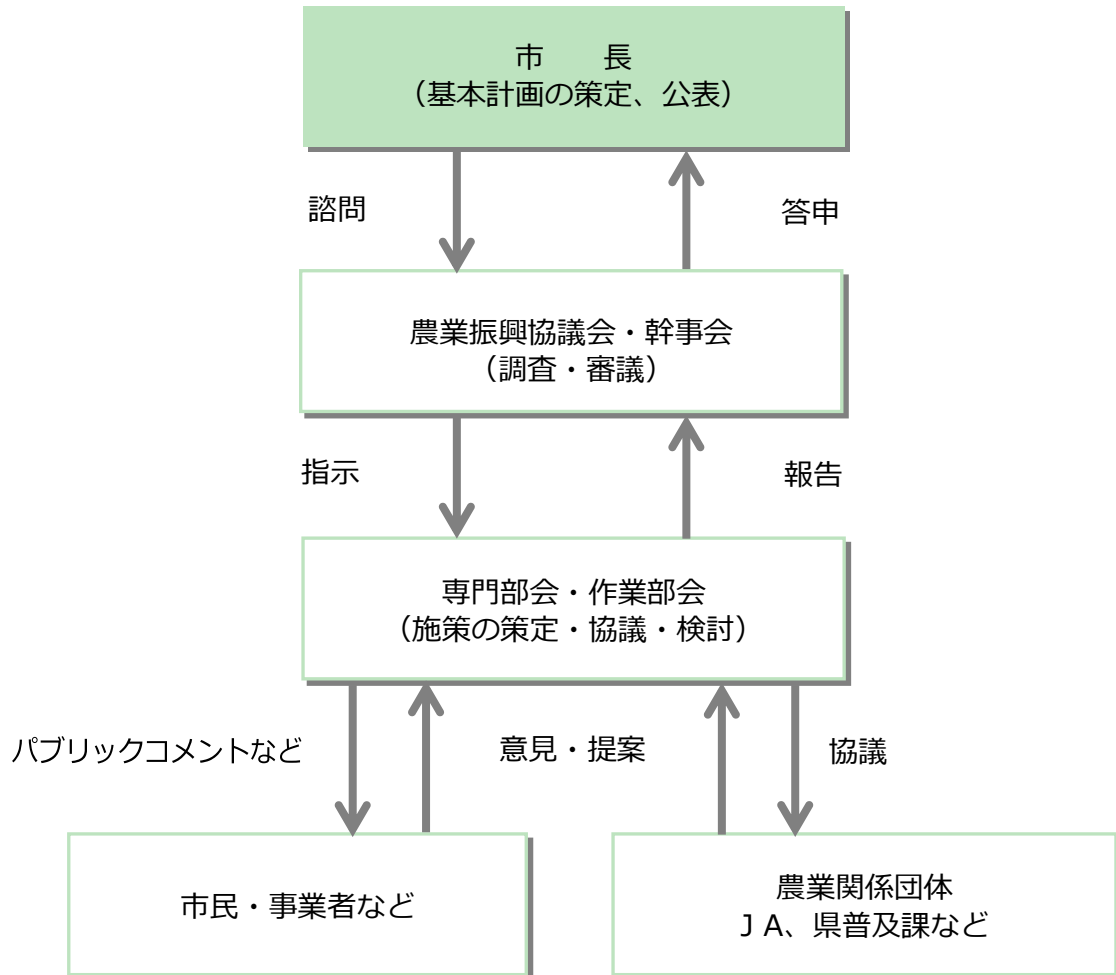
- 平成29年に策定された「愛知県都市農業振興計画」は、都市農業振興基本法に基づき、県の都市農業が持つ様々な可能性を広げその豊かさを農業者と都市住民がともに享受して未来へつなぐことを目的とする計画です。
- めざす姿として以下の3つが掲げられています。
 - ・都市農業の安定的な継続
 - ・農と緑に恵まれた都市環境の形成
 - ・農のある豊かな暮らしの享受

（3）第8次安城市総合計画

- 第8次安城市総合計画では、目指す都市像を「幸せつながる健幸都市」としています。令和元年度に策定された後期計画の「農業」の部分には、以下の5つの施策の方針が示されています。
 - ・農地流動化及び担い手育成の推進
 - ・基盤整備の実施及び地域活動による農地などの持つ多面的機能※の維持
 - ・地域の特性を生かした多様な農業支援
 - ・地産地消※及び食育※の推進
 - ・農とのふれあい



2 計画の策定体制





3 計画の策定経過

開催（実施）日	内 容
令和3年12月14日	庁内策定専門部会・作業部会 【議題】 ・アンケート内容の確認について
令和4年2月	市民・農業者・小中高生アンケートの実施
令和4年6月21日	庁内策定専門部会 【議題】 ・第3次安城市食料・農業・交流基本計画の計画骨子案について
令和4年7月11日	農業振興協議会幹事会 【議題】 ・第3次安城市食料・農業・交流基本計画の計画骨子案について
令和4年7月14日	農業振興協議会 【議題】 ・第3次安城市食料・農業・交流基本計画の計画骨子案について
令和4年8月9日	庁内策定作業部会 【議題】 ・具体的施策の検討について
令和4年8月22日	J A・県普及課との意見交換会 【議題】 ・具体的施策の検討について
令和4年9月7日	庁内策定作業部会 【議題】 ・施策案の確認について
令和4年9月13日	農業振興協議会幹事会 【議題】 ・第3次安城市食料・農業・交流基本計画の施策案について
令和4年9月20日	農業振興協議会 【議題】 ・第3次安城市食料・農業・交流基本計画の施策案について
令和4年10月11日	J A・県普及課との意見交換会 【議題】 ・成果指標と目標の検討について
令和4年10月20日	庁内策定専門部会 【議題】 ・第3次安城市食料・農業・交流基本計画の案について
令和4年11月8日	農業振興協議会幹事会 【議題】 ・第3次安城市食料・農業・交流基本計画の案について

開催（実施）日	内 容
令和 4 年 11 月 14 日	農業振興協議会 【議題】 ・第 3 次安城市食料・農業・交流基本計画の案について
令和 5 年 1 月 5 日から 令和 5 年 2 月 3 日まで	パブリックコメントによる意見募集
令和 5 年 2 月 17 日	庁内策定専門部会・作業部会 【議題】 ・第 3 次安城市食料・農業・交流基本計画の案について
令和 5 年 3 月 7 日	農業振興協議会幹事会 【議題】 ・第 3 次安城市食料・農業・交流基本計画の案について ・答申案について
令和 5 年 3 月 9 日	農業振興協議会 【議題】 ・第 3 次安城市食料・農業・交流基本計画の案について ・答申案について
令和 5 年 4 月 1 日	第 3 次安城市食料・農業・交流基本計画施行



4 安城市農業基本条例

平成 17 年 3 月 25 日
安城市条例第 14 号

目次

前文

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 10 条）
- 第 2 章 基本的な施策
 - 第 1 節 食料・農業・交流基本計画（第 11 条）
 - 第 2 節 施策についての基本的な事項（第 12 条）
 - 第 3 節 食料に関する施策（第 13 条—第 15 条）
 - 第 4 節 農業に関する施策（第 16 条—第 22 条）
 - 第 5 節 交流に関する施策（第 23 条・第 24 条）
- 第 3 章 安城市農業振興協議会（第 25 条）

附則

私たちのまち安城は、日本デンマークを培った広大な大地と豊かな自然に恵まれ、多くの人々のたゆみない努力により農業と文化をはぐくみ、今日まで発展してきた。

しかしながら、近年、産業の発展につれ物質的に豊かで便利になる一方で、農地など身近な自然を減少させるにとどまらず、地域内の農産物を直接消費する機会も減少してきている。

安全な食料が安定的に供給されることなくしては、健康で豊かな暮らしを築くことはできない。

環境の保全が地球的規模で課題となっている今日、私たちは、今一度、地域の農業を見つめ直し、市民、農業者等が相互の交流を通じて農地や農業用水が有する多面的機能に関する理解を深めるとともに、農業の自然循環機能が維持増進されるようにその持続的な発展を図っていかなければならない。

私たちは、このような認識の下に、農業が支える安全で安心な暮らしづくりを推進し、都市と農村とが調和したまち安城の発展に資するため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、農業が支える安全で安心な暮らしづくりについて、基本理念を定め、並びに市、農業者、事業者、農業団体及び市民の責務又は役割を明らかにするとともに、基本理念の実現を図るための基本的な施策を定めることにより、農業が支える安全で安心な暮らしづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって本市の農業の持続的な発展及び市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (2) 農業の自然循環機能 農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。
- (3) 地産地消 生産者と消費者との相互理解の下に、地域で生産された農産物をその地域で消費することをいう。
- (4) 食育 農産物の生育に関する知識を習得すること、食材を選択する力を養うこと、多様な調理法を知ること、味覚豊かな食生活を大切にする事その他の健全な心身を培うための食生活に関する様々な教育をいう。
- (5) 産地化 地域で生産される農産物の品種又は品質の特性を生かし、その地域特有の農産物として優位に生産、加工、流通又は販売がされるよう産地形成を図ることをいう。
- (6) 認定農業者 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づき、農業者が自ら作成した農業経営改善計画が、市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想及び農用地の効率的かつ総合的な利用の観点に照らして適当である旨の市の認定を受けた者をいう。

(食料の供給の在り方に関する基本理念)

第3条 食料は、人の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎となるものであることを踏まえ、地域内での自給を基本とし、全国的な食料自給率の向上及び災害等の不測の事態への対応にも貢献することを目標として、将来にわたって安全な食料が安定的に供給されなければならない。

(農業の発展の在り方に関する基本理念)

第4条 農業は、農地、農業用水その他の農業資源及び担い手が確保されるとともに、地球環境保全への配慮がされ、農業の自然循環機能が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

(地域住民と農業者との交流等の在り方に関する基本理念)

第5条 地域住民と農業者との交流その他の市民及び組織間の交流は、農業が支え

る安全で安心な暮らしづくりを推進するための相互理解及び連携を深める上で、
欠くことのできないものであることを認識して、積極的かつ継続的に行われな
ければならない。

(市の責務)

第6条 市は、前3条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、農業者、
事業者、農業団体及び市民並びに国、県その他の機関と連携して、農業が支える
安全で安心な暮らしづくりに関する基本的かつ総合的な施策（以下「施策」とい
う。）を策定し、及び実施するものとする。

(農業者の役割)

第7条 農業者は、自らが安全な食料を安定的に供給する主体であることを認識し
て基本理念の実現に取り組むよう努めるとともに、市が実施する施策に参画し、
及び協力するものとする。

(事業者の役割)

第8条 食料の加工、流通又は販売に携わる事業者は、基本理念にのっとり、地域
で生産された農産物を積極的に使用し、又は活用するよう努めるとともに、市が
実施する施策に参画し、及び協力するものとする。

(農業団体の役割)

第9条 農業に関する活動を行う団体（以下「農業団体」という。）は、関係機関と
連携して基本理念の実現に取り組むよう努めるとともに、市が実施する施策に
参画し、及び協力するものとする。

(市民の役割)

第10条 市民は、農地及び農業用水が水源のかん養、自然環境の保全等の多面的
機能を有することその他の農業に関する理解を深め、地域で生産された農産物
を積極的に消費するよう努めるとともに、市が実施する施策に参画し、及び協力
するものとする。

第2章 基本的な施策

第1節 食料・農業・交流基本計画

第11条 市長は、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本理念にのっ
り、食料・農業・交流基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければな
らない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 施策についての基本方針

(2) 食料自給率の目標

(3) 農地及び農業用水の有効利用に関する目標

(4) 前3号に掲げるもののほか、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要
な事項

3 基本計画は、施策の効果が評価できるように定めるものとする。

4 市長は、基本計画を定めるときは、あらかじめ、安城市農業振興協議会の意見
を聴かなければならない。

5 市長は、基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6 市長は、食料及び農業をめぐる情勢の変化、食料及び農業に対する市民の意識の変化、農業に関する市民の交流の状況並びに施策の評価を踏まえ、おおむね5年ごとに基本計画を見直すものとする。

7 第4項及び第5項の規定は、基本計画の見直しについて準用する。

第2節 施策についての基本的な事項

第12条 施策の策定及び実施は、基本計画にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携が図られるように行われなければならない。

- (1) 安全な食料の安定的な供給を支援すること。
- (2) 地産地消を推進すること。
- (3) 食育を推進すること。
- (4) 農業の担い手を育成し、及び確保すること。
- (5) 農地、農業用水その他の農業資源を確保し、及び環境との調和に配慮して整備すること。
- (6) 農地の計画的かつ効率的な利用を促進すること。
- (7) 農業の自然循環機能が維持増進されるように、農業の推進を図ること。
- (8) 農村における住環境の整備及び良好な景観の保全を図ること。
- (9) 地域住民と農業者との交流その他の交流を促進すること。

第3節 食料に関する施策

(食料の安全性の確保等)

第13条 市は、市民が安心して食料を消費することができるよう、食料の安全性の確保及び品質の改善に必要な支援その他の施策を講ずるものとする。

(地産地消の推進)

第14条 市は、食料自給率の向上及び健康の保持増進が図られるよう、地産地消を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(食育の推進)

第15条 市は、市民が健全な食生活を築くことができるよう、食育を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

第4節 農業に関する施策

(担い手の育成及び確保)

第16条 市は、認定農業者その他農業経営に意欲のある農業者が農業の中心的役割を担うような農業構造を確立するため、これらの者が誇りを持って農業に従事し、かつ、安定した収入が確保できるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、社会の変化に対応できる多様な農業の担い手の育成及び確保を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 農業経営の法人化の推進
 - (2) 家族農業経営の活性化及び集落を基礎とした農業経営の推進
 - (3) 新たに就農しようとする者への支援
 - (4) 女性の農業経営への参画の推進
 - (5) 高齢者が生きがいを持って農業に携わることができる環境整備の推進
- (農地の確保等)

第17条 市は、農業生産に必要な農地及び農業用水の確保並びにその有効利用を図

るため、計画的かつ効率的な土地の利用の促進に必要な施策を講ずるものとする。
(生産の振興)

第 18 条 市は、食料の安定的な供給に必要な農業生産の確保及び振興を図るため、農産物の品種改良又は品質改善に資する技術の開発及び普及に必要な支援をするとともに、産地化の推進及び農業団体と連携した適地適産の推進に必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、食料自給率の向上を図るため、水田の積極的な高度利用が図られるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(環境保全型農業の推進)

第 19 条 市は、農業の自然循環機能が維持増進されるよう、地球環境保全に貢献する農業の推進に必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、農業による環境への負荷の低減を図るため、化学肥料及び農薬の適正な使用に関し必要な施策を講ずるものとする。

(農業経営の安定)

第 20 条 市は、認定農業者、新たに就農しようとする者等が農業経営者としての強い自覚が持てるよう、その意識改革のために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、農産物の価格の著しい変動、産地化の推進に伴う収穫量、価格等の不安定等が農業経営に及ぼす影響を緩和するために必要な支援その他の施策を講ずるものとする。

(農村の総合的な振興)

第 21 条 市は、秩序ある土地の利用並びに良好な景観の形成及び保全に配慮しつつ、農村が良好な定住の場となるよう、地域の特性に応じた住環境の整備その他の農村の総合的な振興に必要な施策を講ずるものとする。

(農業団体への支援)

第 22 条 市は、農業団体が基本理念の実現に資することができるよう、その組織の効率化の支援その他の農業団体の健全な発展を図るために必要な施策を講ずるものとする。

第 5 節 交流に関する施策

(交流の推進)

第 23 条 市は、市民、農業者、事業者及び農業団体が自発的に農業に関し相互の交流を促進することができるよう、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 食料の供給及び流通その他の農業に関する幅広い情報の提供
- (2) 交流の機会の積極的な確保
- (3) 交流の場及び施設の充実
- (4) 農業体験その他の農業に参加する取組の推進

(広域的な交流)

第 24 条 市は、交流の場及び施設を活用して、前条に掲げる者相互の地域を越えた広域的な交流が促進できるよう、必要な施策を講ずるものとする。

第 3 章 安城市農業振興協議会

第 25 条 市に安城市農業振興協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、第 11 条第 4 項及び第 7 項の規定により市長に意見を述べるほか、市長の諮問に応じ、この条例の施行に関する重要事項を調査審議する。調査審議した事項に関しては、市長に意見を述べるができる。
- 3 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する 20 人以内の委員をもって組織する。
 - (1) 市民
 - (2) 農業者
 - (3) 事業者
 - (4) 農業団体の代表者
 - (5) 学識経験者
 - (6) 関係行政機関の職員
- 4 協議会の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。



5 安城市農業振興協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、安城市農業基本条例（平成17年安城市条例第14号。以下「条例」という。）第25条第5項の規定に基づき、安城市農業振興協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長を務める。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第4条 協議会に、条例第25条第2項に規定する事務に係る専門的な事項の調査審議を行うための専門部会を置くことができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、産業部農務課で処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。



6 用語の解説

【あ行】

温室効果ガス (P.23、37)

大気が太陽から受ける熱を保持し、一定の温度を保つ仕組みのことを温室効果といい、その効果を持つ気体を温室効果ガスという。地球温暖化対策の推進に関する法律において、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などが温暖化防止のため削減対象の温室効果ガスと定められている。

【か行】

価格安定制度 (P.38)

野菜や畜産物の生産・出荷の安定を図り、農業の健全な発展と国民の生活安定に役立てるために、価格の暴落などがあった場合に、国、県及び生産者などが事前に積み立てた資金を生産者に交付する制度。

カーボンニュートラル (P.5、52)

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの人為的な排出量を削減し、植林、森林管理などによる人為的な吸収作用を強化して、実質的な排出を差し引きゼロにすること。

家族経営協定 (P.25、30)

農家の家族従事者が、労働の価値を適正に評価し、経営上の役割分担や地位を明確にするため、家族内でつくられるルールのこと。労働報酬、経営方針の決定、収益の分配、労働時間、休日などについて定められる。

GAP 手法（農業生産工程管理手法） (P.25、26)

Good Agricultural Practices の略。食品安全、環境保全、労働安全などの持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のこと。競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者の信頼確保に寄与します。

経営所得安定対策 (P.25、38)

経営安定のため、諸外国との生産条件の格差により不利がある麦や大豆などの農産物に対する交付金や、農業者の抛出を前提とした農業経営のセーフティネット、飼料用米・麦・大豆などの本作化を進め、水田のフル活用を図る交付金からなる対策。

高収益作物 (P.5)

主食用米と比べて、面積当たりの収益性が高い作物のこと。野菜や花き、果樹などが該当する。

公民連携（P.38、43、45）

共通の目的のために、公（行政）と民（民間事業者など）が互いに協力して取り組むこと。

【さ行】

（農業の）自然循環機能（P.1）

稲わらや家畜排せつ物などをたい肥として農地に還元することによって、①土壌の物理性が改善され生産力が増進する。②養分として再び作物に吸収される。③土壌中の微生物が多様化する。このように、農業生産活動は自然界における生物を介在する物質の循環に依存するとともに、こうした循環を促進する機能を有しており、これを総称して農業の自然循環機能という。

産直施設（P.27）

農産物を作った人が、卸売市場などを介さずに使う人に直接売る施設のこと。

市街化区域、市街化調整区域（P.9、13、25、32、39）

都市計画法に基づき、無秩序な土地利用を防止し、秩序ある調和のとれた土地利用を誘導する区域を都市計画区域という。このうち、市街化を図るべき区域を市街化区域といい、これに対して市街化を抑制する区域を市街化調整区域という。

市民農園（P.25、39）

住民がレクリエーション、生きがいづくりなどの目的で野菜や花の栽培を行う農園のこと。

食育（P.5、15、20、23、24、25、27、28、52、53、54）

生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの。また、さまざまな経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

食と緑の基本計画（P.2、3、53）

愛知県が「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」の理念の実現を図るため、すべての県民が生活者として取り組む内容や県が実施する施策を総合的かつ計画的に推進するための事項を定めたもの。

食品残さ（P.28）

食品関連事業所や家庭で発生する食品由来のごみのこと。調理で発生する生ごみや調理くず、使用済み油のほか、食べ残し、賞味期限切れの食品などがある。

食料安全保障（P.4、20、40、52）

食料の安定供給が確保されていること。食料・農業・農村基本法においては、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄を適切に組み合わせ、食料の安定的な供給を確保することとされている。

食料自給率（P.1、4、40）

国内で消費される食料を、国産でどの程度まかなえているかを示す指標。食料全体における自給率を示す総合食料自給率には、カロリー（供給熱量）ベース、生産額ベースの2通りの算出方法がある。

食料・農業・交流推進事業（P.38）

農業に係る安城市独自の補助事業。定期的に事業内容の見直しを行い、その時代ごとの課題を解決するため、各集落の農用地利用改善組合などが行う事業に対し、補助を行っている。

食料・農業・農村基本計画（P.2、3、52）

食料・農業・農村基本法に基づいて、食料・農業・農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、政府が閣議決定して定める計画。食料・農業・農村に関する施策についての基本的な方針、食料自給率の目標及び政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策などを内容としている。

代かき（P.37）

田んぼに水を入れ、土を砕いて土の表面を平らにする作業のこと。稲をしっかりと育てるために重要な準備であるが、攪拌することで濁りや肥料成分が河川に流れ、水質悪化の一因となることがある。

水源かん養林（P.25、32）

雨や雪などの降水を土壤に浸透・保水し、時間をかけ河川へ水を供給する機能を持っている森林のこと。

水田フル活用ビジョン（P.33）

地域の特色ある魅力的な製品の生産振興、戦略作物の生産性向上などを推進していくために、水田活用、作物生産の方向性を示す県段階、地域段階の取組方針。

農業制度資金（P.38）

法令に基づいて、その政策目的を遂行するために国や地方公共団体が財政から資金を融通したり、民間の金融機関の融資に対して利子の補給をしたりすることにより、有利な条件で融資を行う制度。

生物多様性（P.39）

生き物の豊かな個性とつながりのこと。地球には多様な個性を持つ生き物がいて、互いにつながり、支えあって生きており、私たち人間ものその一員として生かされている。

生分解性マルチフィルム（P.37）

作物収穫後に土壌中にすき込むと土壌中の微生物により最終的に水と二酸化炭素に分解されるマルチフィルム（畑の畝を覆う資材）のこと。収穫後の回収作業が不要で、農作業の省力化や廃プラスチックの排出抑制などのメリットがある。

【た行】

第三者継承（P.30、33）

企業などが、事業を社外の第三者に継承すること。農業においては、主に親族以外の第三者に経営を継承することをいう。

多面的機能（P.25、38、39、52、54）

農業は食料を生産するだけでなく、国土や自然環境を守る役割を併せもっており、洪水・土砂崩れなどの防止、伝統的な文化の継承、人々に安らぎを与える景観の維持などがあげられる。このような役割を農業の「多面的機能」という。

たん水（湛水）（P.25、32）

水がたまること。本計画では、降雨による河川の増水により、農作物に被害が発生するほど農地に水がたまることを意味する。

地域計画（人・農地プラン）（P.25、32）

地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するために策定する計画のこと。「人・農地プラン」を真に地域の話し合いに基づくものにするという観点から法定化したもので、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業上の利用が行われる農用地等の区域について、令和7年3月31日までに地域計画を策定する必要がある。

地産地消（P.5、16、23、24、27、40、47、54）

地域で生産された農産物をその地域で消費すること。

土地改良区（P.32、40）

土地改良法に基づき、一定の地域について、15人以上の農業者により土地改良事業を実施することを目的として設立される団体のこと。かんがい排水事業やほ場整備事業などを実施するほか、これら事業により造成された土地改良施設や国、県などが造成した土地改良施設の維持管理を行っている。

【な行】

認定新規就農者（P.25、30、38）

新たに農業経営を営もうとする青年などであって、市町村から青年等就農計画の認定を受けたもの。認定新規就農者は、農業経営を開始するために必要な資金を長期無利子で借入できる（青年等就農資金）などの支援を受けられる。

認定農業者（P.12、13、23、25、30、38）

農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、5年後の農業経営改善計画を作成し、市町村の基本構想に照らし適切であるものとして市長の認定を受けた者。

農業委員会（P.30、32）

農業委員会等に関する法律に基づき市町村に設置されている農業者の代表機関のこと。農地の権利移動の許認可、農地の利用状況の調査、農地の利用関係の調整などを行っている。

農業振興地域（P.32）

総合的に農業振興を図り、優良な農地を確保するために国の定める指針に基づいて都道府県が指定した地域。

農業振興地域整備計画（P.32）

優良な農地を確保・保全するとともに、地域農業の振興を図るための総合的な計画をいい、農用地利用計画、農業生産基盤の整備・開発計画などの事項が定められている。

納税猶予農地（P.25、32）

農地を相続した者が、農業を20年間継続することを条件に、相続税の納税猶予を受けている農地。また、農地などを一括して生前贈与された者が、贈与者の死亡時まで農業を継続することを条件に、贈与税の納税猶予を受けている農地のこと。

農地中間管理事業（P.32）

担い手への農地集積・集約化により、農地の有効利用や農業経営の効率化を進めるため、農地中間管理機構（愛知県農業振興基金）が、農地の借受け・貸付け、管理、基盤整備などによる利用条件の改善を行う事業。

農福連携（P.31）

障害者などが農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取り組みのこと。農業と福祉（障害者など）との連携を指す。

農用地区域（P.9）

農業振興地域内における集団的に存在する農用地や土地改良事業の施行にかかる区域内の生産性の高い農地など、今後 10 年以上の長期に渡り農業上の利用を確保すべき土地（優良農地など）として、安城市農業振興地域整備計画の中の農用地利用計画で定められた区域。

【は行】

畑・樹園地お見合いシステム（P.31）

貸付けを希望する畑及び樹園地の情報を記載した台帳を作成し、借受希望者に情報提供することで、意欲ある耕作者への利用権設定を促進するシステム。

畑・樹園地利用促進制度（P.31）

これまでの農地を借りるための要件を見直し、農地（畑及び樹園地に限る）を借りやすくすることで、利用権設定（賃借権の設定等）を促進し、遊休農地の発生を防止するとともに、畑作物及び梨、いちじくなどの特産品を含む果樹生産の振興を図るための制度。

フェロモン剤（P.37）

生物が体外に分泌し、同種の固体間で作用する化学物質のことで、雌の昆虫が体内に持つ誘引化学物質を合成したもの。雄の誘引や雌との交信、交尾のかく乱など、特定の害虫からの被害を軽減する目的で使用されている。

ブロックローテーション（P.33）

地域の農地をいくつかのブロックに分け、それぞれのブロックに作付けする作物（米、麦、大豆など）を順番に替えていくこと。

ほ場（P.5、23、25、32、34、37）

作物を栽培する田畑のこと。

ほ場整備（P.32）

区画の規模・形状の変更、用排水、道路の整備などによる生産性の向上を目的とする農地の基盤整備のこと。

【ま行】

明治用水土地改良区 (P.32)

西三河地域の8市、受益面積約5,300haの農地をかんがいしている明治用水などの農業水利施設を管理する土地改良区。明治用水は現在農地のかんがいばかりでなく、水道用水、工業用水としても活用されている。

【や行】

遊休農地 (P.31)

耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地又は、その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農地のこと。

優良農地 (P.23、25、32、39)

集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象となった良好な営農条件を備えている農地のこと。

【ら行】

リスクコミュニケーション (P.26)

消費者、事業者、市関係者などの間で、リスクに関する情報の共有や意見交換を図ること。

利用権設定 (P.25、32)

農業上の利用を目的とした賃借権などを設定するものであり、農業経営基盤強化促進法に基づき、小作権を伴わない農地の貸し借りができる制度。

緑道 (P.25、39)

管路化された明治用水の上部を有効活用するために整備された緑地や遊歩道をいう。緑道は市民の散歩、ジョギング、サイクリングなどに活用されている。

6次産業化 (P.5、25、27)

1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業などの事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組のこと。



第3次安城市食料・農業・交流基本計画

令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度）

作成：安城市産業部農務課

〒446-8501 安城市桜町18番23号

TEL 0566-71-2233（直通）

FAX 0566-71-1112

